

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成 2 年 10 月まで

私の両親は、私が 20 歳になった昭和 56 年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、両親が、自宅に来ていた集金人に両親及び私の 3 人分を一緒に平成 2 年 10 月まで納付していた。

また、昭和 63 年 7 月からは、集金人と並行して、両親又は私が自宅に送られてくるようになった納付書によっても、国民年金保険料を金融機関で納付していたため、同年同月から平成 2 年 10 月までの間は重複して保険料を納付していたことになる。

国民年金保険料を重複納付していた期間については保険料を還付し、未納期間については納付済みとしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年2月について、申立人は、集金人と並行して自宅に送られてくるようになった納付書によっても、国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された強制加入被保険者の保険料の納付記録及び後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年9月と推認でき、その時点において当該期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできないものの、過年度納付することは可能であった。

また、申立人のオンライン記録によると、平成3年9月6日に申立人に対して納付書が発行されていることが確認でき、平成2年度の国民年金保

保険料は、現年度納付により納付されていることを踏まえると、当該納付書は平成2年2月を含む平成元年度の未納期間について発行されたものと推認できる上、平成2年2月の前後の期間の保険料は過年度納付により納付済みとなっているとともに、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の1か月と短期間である当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

- 2 一方、申立人は、その両親が昭和56年*月に市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間のうち、昭和56年4月から63年6月までの保険料は時効により納付することができないことから、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、納付済みとなっている昭和63年7月から同年9月までの国民年金保険料は、平成2年10月に過年度納付により納付されていることが確認できることから、申立人が、国民年金の加入手続を行った同年9月の時点で遡って保険料を納付することができる63年7月からの保険料を過年度納付により納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成2年10月までの国民年金保険料については、集金人及び納付書により重複納付していたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が保険料を重複納付していたことをうかがわせる形跡及び申立人に対して重複納付により保険料を還付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間のうち、昭和56年4月から63年6月までの国民年金保険料を納付していたこと、及び同年7月から平成2年10月までの保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに昭和56年4月から63年6月までの保険料を納付していたこと、及び同年7月から平成2年10月までの保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 10 月まで

私は、平成元年 11 月に結婚したことを契機に、区役所で国民年金第 3 号被保険者の該当届出を行った。その際、区役所の職員から、「国民年金保険料を遡って納付することができる。」と説明された。後日、送付されてきた年金手帳に同封されていた案内文に従って、区役所へ連絡し、申立期間の保険料を納付する意向を伝えた。申立期間の保険料については、自宅に郵送されてきた納付書により、区役所又は自宅近くの金融機関で遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 11 月に国民年金第 3 号被保険者の該当届出を行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に郵送されてきた納付書により、区役所又は自宅近くの金融機関で遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、2 年 4 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で当該期間の保険料は、現年度納付及び過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、区役所の職員から国民年金保険料を遡って納付することができる^と説明され、後日、送付されてきた年金手帳に同封されていた案内文に従って、区役所へ連絡し、申立期間の保険料を納付する意向を伝えた^と主張しているところ、申立人は、申立人に対して発行された年金手帳の送付文書を所持しており、その送付文書には、申立期間の保険料を遡って納付するための案内文が記載されていることから、申立人の主張には信憑性が認め

られる。

さらに、申立人の夫は、「妻（申立人）は、結婚当初、国民年金に加入していなかったため、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡れるだけ遡ってまとめて納付したと聞いている。」旨、証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は22か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6067

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年5月まで

私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で申立人の国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているところ、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に到達した平成6年*月に払い出されており、同年同月から申立期間直前の同年12月までの保険料は、現年度納付されていることが、申立人の国民年金被保険者名簿により確認できること、
ii) 申立期間直後の8年6月から申立人が厚生年金保険に加入する前月の10年4月までの保険料は全て納付済みとされていることから、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、申立人の保険料を納付しようとする意欲があったものと推認できる。

また、申立期間直前の平成6年12月の国民年金保険料は、同年同月に納付されていることが、申立人の国民年金被保険者名簿により確認でき、オンライン記録では、その後申立人の保険料が納付されたのは、9年12月とされているが、この間、申立人及びその両親の住所や申立人の父親の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立人の母親が、3年もの間、17か月と比較的短期間である申立期間の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年2月まで

私は、平成5年12月に会社を退職した際、父親に国民年金の加入を勧められたため、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。区役所に手続に行くに当たり、父親からお金を借り、加入手続を行った際、区役所の窓口で国民年金保険料及び国民健康保険料を合わせて7万円から8万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料と国民健康保険料を合わせて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、6年2月頃に行われたと推認され、その時点で申立期間は現年度納付により保険料を納付することが可能な期間である上、加入手続を行っていないながら保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の父親は、「息子が会社を辞めたとき、国民年金と国民健康保険にはきちんと加入するよう再三言っていた。お金を貸したかどうか定かではないが、当時は一緒に生活していたのだからお金を出すことは当然である。」旨証言している。

さらに、申立人は、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続及び保険料の納付を行った際、手続ごとに異なった複数の窓口を回ったことを記憶しており、手続に関する記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容に

は信憑^{びよう}性が認められる上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月

私が20歳になった平成4年*月頃、国民年金に加入していないと障害年金を受給できないと聞いたことから、父親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

その後、私が結婚し転居するまで、父親が私の国民年金加入期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私は、納付書があれば父親が必ず私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、保険料の未納が僅かでもあると、障害年金が受給できなくなると思っていたことから、納付書があれば漏れの無いように納付していたはずであると述べている。

オンライン記録では、申立期間を含む、平成6年10月の国民年金の被保険者資格取得及び7年1月の同資格喪失は、8年11月15日に記録の追加が行われていることが確認でき、当該期間に近接する6年11月及び同年12月の国民年金保険料は、8年12月26日に過年度納付されていることから、同年11月15日の記録の追加を受けて、6年11月及び同年12月の過年度納付書が発行されたと考えられ、申立期間である同年10月についても、同時に納付書が発行されていたと考えても不合理ではない。

また、申立期間の国民年金保険料の時効は平成8年11月30日であることから、当該期間の保険料を納付するための過年度納付書が、同年11月中に申立人の父親に届いていれば納付することが可能であり、前で述べたように、

6年10月から同年12月までの過年度納付書が同時に発行された可能性があることを踏まえると、その父親が、1か月と短期間であり、先に時効が到来する当該期間の保険料を8年11月中に納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人が平成10年3月から居住したとする町の国民年金被保険者名簿の平成6年度の国民年金保険料の納付記録欄には、「定額3」、「不要9」の記載が認められ、「定額3」は定額保険料納付済みの意味であると当該町役場において確認されたことに加え、当該年度において、申立人に保険料の納付義務があったのは3か月であったことから、その父親は、申立期間を含む平成6年10月から同年12月までの保険料を納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年6月まで

私が成人した月以降に、私の父親が、当時居住していた市の市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、その当時、私は、団体職員として勤務していたが、父親が、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

私の所持する国民年金手帳に、昭和46年4月から同年9月までの検認印が押されているし、領収書には、同年4月から同年12月までの領収印が押されており、その先の分も、父親が納付してくれていたはずであるので、申立期間が未加入期間で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年度国民年金印紙検認記録のページの昭和46年4月から同年9月までの欄に検認印が押されていることが確認できる国民年金手帳及び同年4月から同年12月までの欄に領収印が押されていることが確認できる昭和46年度国民年金保険料納付通知兼領収書を所持しているが、特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年8月1日に、国民年金の被保険者資格を喪失しており、同年8月及び同年9月の保険料については還付されていることが確認できる。これは、申立人が申立期間当時共済組合の組合員であり、国民年金被保険者になり得る期間ではなかったため採られた措置であると考えられるが、一方、同年10月から同年12月までの保険料については、同様に領収印が押されていることが確認できるにもかかわらず、還付処理がなされた形跡は見当たらない。このような場合、年金裁定請求手続

の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として当該期間の保険料を還付する措置が採られることになると思量される。しかし、当該期間の保険料が、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、共済組合の組合員期間については、脱退一時金が支給済みであり、共済組合の組合員期間でなかったものとみなされることを踏まえると、当該期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月について、特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、その当時に当該期間の国民年金保険料が還付された旨の記載がなされている。

また、上記1のとおり、申立期間のうち、昭和46年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付されていた形跡があるものの、47年1月から同年6月までの保険料については、その形跡がうかがえない上、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、納付することが不要である旨の記載がなされていることを踏まえると、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月

私は、平成11年3月末日に会社を退職し、同年5月1日付けで他社に転職した。同年4月の国民年金に関しては、転職先の人事担当者から入社前に「年金は継続しておいた方が良い。」とのアドバイスを受けたため、妻が国民年金の加入手続を行った。その後、役所から国民年金保険料の振込用紙が郵送されてきたので、私の妻が、私と妻の二人分の保険料を金融機関で納付したはずである。妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年3月末日で会社を退職し、同年5月に他社に転職する前にその妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、妻も同様の証言をしている上、同年同月10日付けで作成された申立人とその妻の国民年金記録表（以下「記録表」という。）からは、申立人の国民年金の資格取得及び申立人の妻の国民年金の種別変更は、共に同年4月12日が入力処理日であることから、夫婦は同一日に国民年金の資格取得等の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は妻が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、妻も同様の証言をしている上、平成11年5月18日付けで作成された申立人の妻の記録表には、申立人の妻は同年4月23日に保険料を納付した旨記録されており、夫婦が同一日に国民年金の資格取得等の手続を行っていないながら、妻の保険料のみが納付済みとされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人の妻が申立

人の国民年金の加入手続を行っていないながら、加入手続を行った月の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から53年3月まで
② 昭和54年4月から56年3月まで

私は、結婚後、母親に勧められたこともあり、国民年金に加入した。私が夫婦二人の加入手続を市役所で行ったが、時期は結婚後数年してからということしか覚えていない。

申立期間①の国民年金保険料については、加入手続後、私が夫婦二人分を納付書で遡ってまとめて納付した。納付した保険料額は、夫婦二人分で20万円から30万円ぐらいであった。申立期間②の保険料についても、私が夫婦二人分をまとめて納付したが、そのときの納付額は覚えていない。夫婦二人分の保険料をまとめて払ったのは何回かあるため、申立期間の保険料の納付時期や納付場所の記憶は無いが、夫は納付済みとなっているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚後数年してから、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付し、その金額は20万円から30万円ぐらいであったと述べている。夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることから、夫婦の国民年金の加入手続は同時に行われたものと認められる上、申立人の夫の特殊台帳によれば、当該期間の申立人の夫の保険料は、第3回特例納付及び過年度納付により、遡って納付されていることが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられないことに加え、申立人の夫が、申立期間①の保険料を納付するために必要な保険料額の2倍の額は、20万6,400円であり、その記憶ともおおむ

ね一致している。

また、申立期間②について、申立人は、夫婦の国民年金保険料は申立人が納付していたとしており、申立人及びその夫の特殊台帳に、昭和55年度に納付書発行の記載が認められ、申立人の夫の54年度及び55年度の保険料は過年度で納付されていることから、夫婦に納付書が発行され、夫の保険料を過年度納付した申立人が、24か月と比較的短期間である自身の保険料も一緒に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から51年3月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで

私は、昭和39年1月に会社を退職し、両親の経営する店で働いていた。私の国民年金の加入手続は、私が20歳になった40年*月頃、母親が行ってくれたと思う。

両親の経営する店では、姉と共に働いており、昭和45年頃からは、兄も働くようになった。その店に、国民年金保険料の集金人が、2、3か月ごとに来ており、その集金人が店の裏口から声を掛けると、母親が財布を持って裏口に行き、自分自身、姉及び私の3人分の保険料を一緒に納付していたことを覚えている。兄の保険料を母親と一緒に納付していたかまでは記憶が定かではないが、私の保険料は、私が結婚するまで納付してくれていたと思う。

私は集金人に会ったことはないが、母親から、「払っておいたよ。」と何度か言われたこと、「1年分払ったよ。入れてあるからね。」と年金手帳を見せてもらいながら言われたことを覚えている。年金手帳は、結婚時に母親から預金通帳と一緒に1冊受け取り、その後、夫に渡したが、紛失して現在は無い。

結婚後は、夫が私の国民年金の加入手続を行い、その後、私が納付書により郵便局で国民年金保険料を納付しており、納付漏れは無いはずである。

申立期間①の国民年金保険料については母親が、申立期間②の保険料については私が納付していたにもかかわらず、申立期間①が未加入とされ、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、「結婚後は、夫が私の国民年金の加入手続を行い、その後、自身で納付書により郵便局で国民年金保険料を納付していた。」と述べており、申立人は国民年金の任意加入期間において、当該期間を除き保険料に未納は無く、その夫の仕事に変更は無いなど、保険料を納付することが困難であった特段の事情も見当たらず、当該期間前後の期間の保険料を納付しながら、1回、かつ3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、「20歳になった昭和40年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、母親、姉及び私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と述べているが、その母親及び申立人の姉の国民年金手帳記号番号は45年1月に連番で、申立人の手帳記号番号は同年5月に、いずれも職権で払い出されていることから、申立人が20歳になった40年*月当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考えにくく、加入手続時期についての申立人の主張とは一致していない。

また、申立人の母親は、昭和36年4月以降国民年金保険料を完納しているが、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、44年以前の保険料は遡って納付されたと考えられるほか、申立人の姉の保険料は、申立人及びその母親と同居していた45年10月までの期間のうち、確かに44年4月から45年10月までの保険料は納付済みとされているものの、同年4月から同年6月までの期間を除いて、昭和46年度に過年度納付されており、申立人の母親及び申立人の姉の保険料の納付状況は同じであったとは認められず、その母親が、自身及び娘二人分の保険料を一緒に納付していたとする保険料の納付状況についての申立人の主張とも必ずしも一致していない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が職権で払い出された昭和45年5月時点において、申立期間①のうち、一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、職権で手帳記号番号が払い出される前に、申立人が国民年金の加入手続を行い別の手帳記号番号が払い出されていたのであれば、再度、職権で手帳記号番号が払い出される理由は見当たらない。

加えて、申立人の姉及び申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付を行ったとするその母親からは証言が得られず、当該期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、申立人の母親及び申立人の姉の保険料が、当該期間のうち、一部の期間については納付済みとされていることをもって、その母親が、申立人を国民年金に加入させ、

自身と娘二人分の保険料を一緒に納付していたとまで認めることは難しい。

その上、申立期間①は 130 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる国民年金保険料の収納に係る事務処理を同一の行政機関が続けて誤るとは考えにくい上、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 61 年 11 月まで

私が 20 歳に到達した昭和 58 年*月頃に、夫が、店に来ていた集金人を通じて、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。その後は、夫が、店に来ていた集金人に、私、夫、義父及び義母の 4 人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。

夫、義父及び義母の申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 11 月までの期間について、申立人は、20 歳に到達した 58 年*月頃に、その夫が、店に来ていた集金人を通じて、申立人の国民年金の加入手続を行い、店に来ていた集金人に申立人、その夫、申立人の義父及び義母の 4 人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、61 年 10 月から 62 年 2 月頃までの間に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間のうち、61 年 4 月から同年 11 月までの保険料は、集金人に保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、20 歳になった昭和 55 年*月から現在に至るまで、国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された

任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、その夫の国民年金の加入手続は、昭和 55 年 12 月頃に行われたものと推認でき、その年度当初である同年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料は、納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められるその夫が、自身と同様に、申立人の加入手続が行われたと推認できる 61 年 10 月から 62 年 2 月頃の年度当初である 61 年 4 月から同年 11 月までの保険料を納付していたと考へても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続は、同年 10 月から 62 年 2 月頃までの間に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しないことから、その夫が、申立期間当時に、店に来ていた集金人に申立人、その夫、申立人の義父及び義母の 4 人分の保険料を一緒に納付していたとは考へにくい。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、申立期間当時の保険料の金額についての記憶が定かではない上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 61 年 10 月から 62 年 2 月頃までの時点では、申立期間のうち、58 年 2 月から 61 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することができなかったことから、当該期間の保険料が納付されていたとは考へにくい。

加えて、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年7月まで

私は、昭和61年8月20日に会社を退職し、その直後に国民年金の加入手続を行った。金銭の支払いなどは絶対厳守と肝に銘じていたので、国民年金保険料の納付を忘れることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料は、納付書により私が金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年8月20日に会社を退職し、その直後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が退職時に居住していた市の被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の記録等から、同年9月頃に行ったことが推認できる。

また、戸籍の附票から申立人は昭和61年11月に他市に転居しているところ、申立人の年金手帳の住所欄には転居後の住所が記載され、かつ転居後の市の印が押されている上、住所変更の手続時期についても、申立人の国民年金保険料の納付記録から、申立人は、転居前の市で作成された納付書により、同年8月から同年11月までの保険料を転居前の市を管轄する社会保険事務所（当時）の管轄地域外で同年同月に納付し、その後の同年12月から62年3月までの保険料は、転居後の市で作成された納付書により、転居後の市を管轄する社会保険事務所の管轄地域内で同年4月に納付したとみられることから、申立人は、国民年金の住所変更手続については実際の転居の頃に行っており、申立期間については、転居後の市で納付書が発行されていたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間のほかに国民年金保険料の未納期間が無く、保険料の納付意識が高いと認められることから、4か月と短期間である申立期間の保険料を納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料を、未納期間が無いように納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳交付簿で確認できることから、その時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、申立期間直後の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの保険料は、過年度納付により納付されていることがオンライン記録により確認できることから、その父親が 3 か月と短期間である申立期間についても、過年度納付により納付したとしても不自然ではない。

また、申立期間当時、申立人と同居していたとするその母親は、第 3 回特例納付制度を利用している上、加入可能月数到達後の 8 か月を除き申立期間も含め国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、口座振替及び前納制度を利用していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 61 年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までについて、申立人は、20 歳になった 61 年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの保険料は遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金加入期間中に保険料の未納は無い上、任意加入して保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人の母親が、申立期間のうち、納付可能な昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までについて、

i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しないこと、ii) 申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、その母親が、申立期間当時に、申立人の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる平成元年5月頃の時点では、申立期間のうち、昭和61年11月から62年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、当該期間の保険料を納付することができる特例納付制度も実施されていない。

さらに、申立期間のうち、昭和61年11月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から42年3月まで
② 平成3年12月から4年9月まで

申立期間①について、私は、店を開業するために会社を退職した昭和37年9月頃、母親に、「今までは厚生年金保険だったが、これからは国民年金に加入するのよ。」と言われた記憶がある。平成9年に母親が亡くなったとき、遺品の中から私の国民年金手帳や国民年金保険料の領収書が出てきたが、私の名前が誤って記載されていた。さらに、国民年金手帳の中には、母親の自筆による「国民年金資格取得36、4、1、資格喪失56、3、30、」と記載されたメモがあることから、^き几帳面な母親は、私の国民年金被保険者資格取得日から保険料を納付していたはずである。

申立期間②について、私の妻は、私が会社を辞めた平成3年12月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、毎月、郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していた。当時の保険料月額は9,000円程度だった。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、当該期間の保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認

められない。

また、申立人は、付加保険料を納付している期間があることに加え、昭和42年4月以降の期間について、申立期間②を除いて未納が無いなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間②は、10か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①後の昭和43年9月に申立人が居住する区を管轄する社会保険事務所（当時）から職権適用で払い出されていることが、申立人の国民年金被保険者名簿から確認でき、その時点で、申立人は36年4月に遡って被保険者資格を取得し、平成15年10月に厚生年金保険の記録が統合されたことにより国民年金被保険者資格取得日が昭和37年9月30日に訂正されたことが確認できることから、当該期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であることに加え、申立人の特殊台帳によると、昭和42年度の保険料は過年度納付を行ったことが確認できるが、40年度及び41年度の欄には「時効消滅」と押印されていることが確認できる。

さらに、申立期間①から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から4年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6079

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

私は、20歳当時は収入が無かったことから、国民年金には未加入であった。申立期間当時、私は兄と会社を共同経営しており、経済的に余裕ができたので、私の兄が区の出張所で昭和53年7月に国民年金の加入手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続きを行った際に未納が無いようにと、申立期間より前の期間も含めて兄と二人分60万円ぐらいを金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申立期間より前の期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立期間直前の保険料は第3回特例納付により納付していることが確認でき、申立期間直後の昭和53年7月からの保険料は現年度納付していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額（二人分で60万円）は、申立期間直前の特例納付と申立期間の保険料を一緒に納付した場合の保険料額（二人分で約66万円）とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年2月から同年9月までの期間、8年8月、同年9月、9年3月から11年9月までの期間、同年12月、12年2月から14年2月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から15年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料の控除額とねんきん定期便の厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別表に記載してある保険料納付額が相違していることが分かった。

申立期間の給料支払明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月から同年9月までの期間、8年8月、同年9月、9年3月から11年9月までの期間、同年12月、12年2月から14年2月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給料支払明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給

付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年6月から7年1月までの期間、同年10月から8年7月までの期間、同年10月から9年2月までの期間、11年10月、同年11月、12年1月及び14年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の平成7年2月から同年9月までの期間、8年8月、同年9月、9年3月から11年9月までの期間、同年12月、12年2月から14年2月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間の大部分の期間にわたり一致していない上、同僚についても、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間の大部分の期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

〈認められる標準報酬月額〉

期間	標準報酬月額
平成7年2月から同年9月まで	12万6,000円
平成8年8月及び同年9月	15万円
平成9年3月から同年12月まで	17万円
平成10年1月	16万円
平成10年2月及び同年3月	17万円
平成10年4月から同年6月まで	18万円
平成10年7月	17万円
平成10年8月	18万円
平成10年9月	17万円
平成10年10月から同年12月まで	18万円
平成11年1月	17万円
平成11年2月から同年9月まで	18万円
平成11年12月	18万円
平成12年2月及び同年3月	18万円
平成12年4月及び同年5月	19万円
平成12年6月	18万円
平成12年7月から13年7月まで	19万円
平成13年8月から同年10月まで	18万円
平成13年11月及び同年12月	19万円
平成14年1月及び同年2月	18万円
平成14年10月から同年12月まで	11万8,000円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年6月の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月1日から42年10月1日まで
② 平成9年12月1日から10年10月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額に係る記録が、実際に支払を受けた給与額よりも低額になっている。また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額に係る記録が、実際に支払を受けた給与額よりも低額になっている。調査をして申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、昭和42年6月1日から同年7月1日までの期間に

については、申立人から提出された給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は6万円であり、申立人はその主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和40年10月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載された報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（4万8,000円）と一致しており、また、同年11月から42年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（昭和40年11月から41年9月までは4万8,000円、同年10月から42年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は5万6,000円）よりも高額であることが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（昭和40年10月から41年9月までは4万8,000円、同年10月から42年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は5万6,000円）と同額又は低額であることが認められることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

なお、申立人の申立期間①のうち、昭和42年6月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関係資料が残っておらず、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された平成10年分の所得税の確定申告書に記載された報酬（B社から支給された平成10年に係る給与支給総額800万円）から推認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（53万円）よりも高額であることが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成10年に係る社会保険料控除額86万1,972円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（53万円）と同額又は低額であることが認められることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年3月1日から同年6月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元社員の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和34年3月から同年5月までの給与明細書を所持しており、当該給与明細書には、会社名の記載は無いものの、事務担当者のもと考えられる「B」氏の押印が確認でき、複数のA社の元社員から、「当時、同社の事務担当者はB氏であった。」との証言が得られたことから、当該給与明細書は、申立期間に係る同社の給与明細書であると認められる。

さらに、当該給与明細書には、厚生年金保険料が源泉控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、C社は、昭和33年10月1日付けで、厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同社から社名変更したA社は、34年12月1日付けで、再度、適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、複数の元社員は、「申立期間当時、同社には約20名の従業員がいた。」と供述していることから、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年6月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B支店）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月1日、同資格の喪失日に係る記録を同年6月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月頃から40年4月1日まで
② 昭和40年5月1日から同年6月23日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、昭和39年3月に大学を卒業し、C国のD社で3年間働くことになったが、ビザが取得できるまで同社の取引先だったA社で業務の実習をすることになり、同年6月頃に同社に入社した。40年5月にビザが取得でき、同年6月24日に日本を離れた。同年5月16日の同社慰安旅行の記念写真を持っている。同社で一緒に働いた同僚の名前も覚えているが、同社に問い合わせたところ、同僚は同年4月1日にE社からA社に移籍したことになるとのことだった。年金事務所で確認したところ、同僚は同社に入社する前は、E社の厚生年金保険被保険者であったとのことであるが、私が申立期間にA社で勤務していたことに間違いなく、調査をして、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が名前を挙げたA社の同僚は、「申立人を知っている。昭和40年5月16日にA社の社員旅行があり、その時の記念

写真に申立人が写っているので、申立人は同年5月頃に同社で勤務していた。」と証言している。

また、A社が保管していた労働者名簿において、申立人の雇入年月日は、昭和40年4月1日とされており、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同年4月1日に同社に入社し、同年6月22日に同社を退職したことが確認できる上、同社が保管していた失業保険被保険者転出届受理通知書から、申立人が申立期間②において、同社に勤務（昭和40年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）していたことが認められる。

さらに、A社が保管していた申立人に係る昭和40年4月分給料明細書欄外において、同年5月分以降の給与の支払及び源泉所得税の控除は、同社B支店で行い、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険についても同社B支店に変更し、当該事項を担当者に引き継いだ旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和40年4月のA社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の同資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月1日から同年6月23日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和39年6月頃からA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社は、保管していた労働者名簿及び失業保険被保険者資格取得確認通知書等により、「申立人は、昭和40年4月1日に当社に入社した。C国のD社で働くことが決まっており、当社では準備期間として、助手として勤務した。保管している労働者名簿における申立人の職歴は、39年6月から40年1月まではE社で勤務したことになっている。同社のことは分からない。」と回答している。

また、当時、申立人がA社と一緒に勤務したとして名前を挙げた複数の同僚は、「私は、当時、E社で勤務していた。昭和40年1月頃に同社のF部門が廃止となって、同社で勤務していた同僚と共に、同年2月頃にA

社に入社した。申立人のことを知っているが、申立人は、E社には勤務しておらず、私がA社に入社した頃に申立人も同社に入社した。」と証言しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人は昭和40年4月1日にA社において雇用保険被保険者となっていることから、申立人の申立期間①に係る同被保険者記録は確認できない。

加えて、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人は同年4月1日に同社（本社）において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立期間①においては、A社（B支店）は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、申立人が名前を挙げたA社の同僚は、当該期間にE社において厚生年金保険の被保険者となっていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について調査したところ、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証番号に欠番は無いことから、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年7月10日から同年8月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年7月の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成元年2月1日から同年11月19日まで
② 平成4年7月10日から同年8月1日まで

私は、平成元年2月1日から4年7月31日までA社に勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年8月1日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年8月20日）より後の5年4月28日付けで、4年7月10日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の平成4年8月1日であると認められる。

また、平成4年7月の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人と同時期にA社に入社した同僚2名の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同じ部署で同じ仕事（B職）に従事していた同僚2名は、A社においてはB職に従事する社員に係る厚生年金保険への加入は、本人の希望により加入させていたと証言するとともに、このうち1名は入社日と厚生年金保険の加入日は異なるとしている上、申立人とは別の部署に所属する同僚1名も、入社後半年程度経過してから会社に厚生年金保険の加入を申し出て加入したと証言している。

また、申立人の雇用保険における資格取得日は平成元年11月19日となっており、オンライン記録と一致している上、当該期間に入社した者のうち、5名の雇用保険における資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年2月から同年12月までは11万8,000円、4年1月から同年9月までは44万円、同年10月から5年8月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた給料額に比べ低額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年12月までは11万8,000円、4年1月から同年9月までは44万円、同年10月から5年3月までは32万円と記録されていたが、同年4月7日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る減額訂正処理が行われた平成5年4月7日付けで、A社に係るオンライン記録で確認できる同僚485名のうち93名の被保険者記録が取消し又は訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社の元同僚は「私自身の厚生年金保険の標準報酬月額も減額訂正処理されている。会社からは何も説明が無く、給与明細書を見ると標準報酬月額の減額訂正処理前の厚生年金保険料が控除されている。」と述べている上、同社が申立期間の一部の期間において加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付け脱退）が管理する申立人に係る拠出基準給与額は、前述の遡及訂正処理前のオンライン記録（標準報酬月額）と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は「退職する頃に会社の経営が悪いと感じた。」と述べている上、上記の元同僚は「A社は、平成3年頃から経営不振になり、管理職であった私の賃金は遅配になったこともあった。」と述べていることから、当時、同社が厚生年金保険料の納付について苦慮していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年12月までは11万8,000円、4年1月から同年9月までは44万円、同年10月から5年8月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和52年3月1日にA社へ入社し、B職をしていた。入社後2、3か月は試用期間であること、及び同年5月1日から正社員となるので給与から厚生年金保険料が引かれることを給与担当者に言われた。給与担当者及び同僚の名前を覚えていないが、同年6月分から同年9月分までの給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したとしているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日である昭和52年6月1日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月 1 日から平成 7 年 1 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、44 万円の標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 10 年 7 月 1 日まで
私は、前の会社の給与と同額を支払ってもらった条件で、A社に入社した。しかし、支払われていた給料に比べ厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 3 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る所得税源泉徴収簿の保管は無いが、申立人は、入社の際について、「前の会社と同額の給与を支払ってもらった条件で、A社に入社した。」と供述しているところ、同社の当該期間当時の代表取締役は、「申立人には、入社時から 44 万円の給料を支払っており、支払っていた金額に見合う保険料控除を行っていた。」と回答していること、及び申立人の申立期間直前の厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額は申立人が主張する 44 万円であることから、44 万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成 3 年 1 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間について、申立人が所持する平成 3 年分所得税源泉徴収簿及びA社が保管する 4 年分から 6 年分までの所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間

において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和63年3月から平成6年12月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記の源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は上記の源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年1月1日から10年7月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する7年分から10年分までの源泉徴収簿から、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和55年10月から同年12月までは24万円、56年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
私は、昭和50年4月にA社（現在は、B社）に入社した後、C社へ出向、55年5月にB社へ戻り、平成23年3月末日まで勤務していた。
申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に相当する標準報酬月額と相違しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和55年10月から同年12月までは24万円、56年1月は22万円、同年2月

は 24 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 26 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 24 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年1月及び同年3月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から18年6月1日まで

私は、平成16年5月11日から21年3月31日までA社に勤務していた。しかし、申立期間の給与は、同社及びB社の2か所から支給されており、合計の支給額と厚生年金保険の標準報酬月額が対応していない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人及びA社の双方から提出された同社に係る賃金台帳について検証したところ、申立期間のうち、平成18年1月及び同年3月の標準報酬月額については、上記賃金台帳から、申立人は、当該月において標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間のうち、平成18年1月及び同年3月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明として

いるが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、標準報酬月額（24万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間の給与は、A社及びB社の両社から支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A社及びB社から支給された給与の合算額に比べ、低額なものとなっているのはおかしいと主張している。

しかし、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、申立人及び同社の親会社であるA社から提出されたB社に係る賃金台帳により、申立期間において、申立人は厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成17年4月から同年7月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び18年2月の標準報酬月額については、A社に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）を超えるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成17年8月、同年9月、18年4月及び同年5月の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年3月15日から14年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、13年3月から同年9月までは20万円、同年10月から14年8月までは32万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月15日から14年9月1日まで
② 平成16年4月1日から19年2月14日まで

私は、平成13年3月からA社で営業の仕事をしていた。

給与は基本給20万円に加え、売上げの3%が加算され、月に手取りで40万円前後の金額を受け取っていた。

ねんきん定期便で、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録が申立期間①は9万8,000円、申立期間②は17万円であることを知った。

給料の条件は、入社して退職するまで変わっていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成13年3月から同年9月までは20万円、同年10月から14年8月までは32万円と記録されていたところ、同年10月21日付けで、13年3月15日に遡及して9万8,000円に記録訂正の処理がされていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社において平成14年10月21日以前に厚生年金保険の被保険者記録がある申立人を除く14人全員（既に資格喪失している6人を含む。）が、同年10月21日付けで、資格取得時に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

さらに、滞納処分票から、当該期間においてA社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成13年3月から同年9月までは20万円、同年10月から14年8月までは32万円と訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額記録は、実際に支給された給与額に比べ、低額であると申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主も所在不明であることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除があったことについて確認することができない。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成16年9月、17年9月及び18年9月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づき記録されていることが確認でき、記録管理上の不備や遡って訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、平成17年1月1日から19年1月1日までの期間については、B市から提出された申立人に係る平成18年度（17年所得分）及び19年度（18年所得分）の所得回答書に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料が控除された場合の社会保険料控除額とおおむね一致している。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月20日から同年3月20日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社し、51年3月20日に同社C工場から同社D工場（現在は、同社E工場）に転勤し、現在まで継続して勤務している。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年3月20日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和51年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、企業年金連合会保管の申立人に係る厚生年金基金の資格喪失日及び資格取得日の記録と厚生年金保険の当該記録が一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が

誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 51 年 2 月 20 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年2月から同年7月までを53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年8月1日まで

私は、昭和63年5月から平成14年7月までA社（現在は、B社）で勤務していた。

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が、私が受け取っていた報酬月額53万円よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、平成5年2月1日付けで、53万円から47万円に月額変更処理が行われ、6年8月1日付けで、53万円に随時改定の処理がされるまで、47万円と記録されている。

しかしながら、B社から提出されたA社発行の平成5年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は同年の一部期間においてオンライン記録の標準報酬月額（47万円）を超える報酬月額の支払を受け、かつ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、B社は、申立期間におけるA社の厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であったと回答している。

上記の事情を前提として、平成5年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額を検証したところ、当該社会保険料等の控除額は、当該年の8か月は標準報酬月額を53万円、残り4か月を47万円

として計算した場合の社会保険料額とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年2月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年8月1日から6年1月1日までの期間について、上記のとおり、平成5年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しており、事業主による保険料控除額は、社会保険事務所に届けられた標準報酬月額（47万円）に基づく金額であると考えられることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成6年1月1日から同年8月1日までの期間について、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、同年8月1日付けで、47万円から53万円に随時改定の処理が行われていることが確認できる。

上記の事情及び当時の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったとするB社の回答を前提として、同社から提出されたA社発行の平成6年分給与所得の源泉徴収票の支払金額欄及び社会保険料等の金額欄に記載された金額を検証したところ、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが推認できるものの、社会保険料等の控除額は、当該年の8か月は標準報酬月額を47万円、残り4か月を53万円と計算した場合の社会保険料額とほぼ一致しており、当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（47万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（47万円）と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月 2 日から現在まで A 社に勤務しているが、ねんきん定期便に記載されている同年 10 月から 60 年 9 月までの標準報酬月額に疑問を持ったため、同社に相談したところ、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、59 年 8 月から 32 万円に変更されていることを確認した。申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 59 年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 10 月から 60 年 9 月までは 17 万円と記録されている。

しかしながら、A 社が保管する昭和 59 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、同年 8 月 17 日付けで B 社会保険事務所（当時）の確認印が押され、申立人の標準報酬月額は、32 万円と決定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、32 万円であると認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から5年4月1日まで

私は、A社に平成5年3月31日まで勤務していた。社会保険の手続きは、全て経理担当者が行っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年5月31日とされているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年5月31日より後の5年4月1日付けで行われている上、同日付けで、4年10月1日の定時決定の記録も取り消されていることが確認できる。

また、申立人以外の8名の厚生年金保険被保険者についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理を行った日である5年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間の同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和50年11月4日に、A社に入社し、53年3月20日に退職した。しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、資格喪失日が同年2月21日となっている。厚生年金基金連合会（当時）が発行した支払義務の権利承継通知書には、厚生年金基金に加入していた期間は50年11月4日から53年3月21日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人が、A社において、昭和50年11月4日に厚生年金基金加入員資格を取得し、53年3月21日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は厚生年金保険の届出書と複写式であった。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和53年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、上記加入員資格喪失届に係る標準報酬月額の記載から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年1月1日まで
私は、昭和36年にA社に入社し、平成14年まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和39年頃からB地区駐在勤務をしており、申立期間においても、D職として変わらず勤務していた。」と述べているところ、事業主から提供された「人事発令」の記載内容及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社B事業所にD職として勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年10月1日（以下「新適日」という。）に、同社C事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、44年1月1日に同社B事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、申立人と同様に、A社B事業所の新適日より前から同社B事業所において勤務していたとする複数の同僚は、同社B事業所の新

適日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、A社C事業所における被保険者資格を喪失し、その後、同社B事業所において被保険者資格を取得したほぼ全ての者について、その被保険者期間が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和44年1月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年2月16日から8年8月27日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年8月27日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月21日から6年4月1日まで
② 平成7年2月16日から14年9月1日まで

私は、平成3年7月21日から14年9月1日までA社でB業務を担当していた。しかし、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成7年2月16日から8年8月27日までの期間について、同僚の供述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年8月27日）より後の同年8月28日付けで、申立人に係る7年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年2月16日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の被保険者は、事業主、申立人及び同僚1名の計3名であったところ、事業主及び同僚は、申立人と同じ平成8年8月28日に資格喪失の処理が行われているが、2名の資格喪失日は同年8月27日となっており、申立人のみが遡って資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記の同僚は「入社した頃は景気も良かったが、その後、給与の遅配や分配があったので、経営状況が良くないのかと思っていた。」と

供述しており、当時、A社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

なお、閉鎖登記簿謄本から、申立人は申立期間①及び②当時にA社の役員であったことが確認できるが、申立人は、「B業務を担当しており、社会保険関係の事務を担当していなかった。」と述べており、同僚も、申立人は社会保険関係の事務を担当していなかったと証言していることから、申立人が当該喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年2月16日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主及び同僚と同じ8年8月27日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間②における当該喪失処理前のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち平成8年8月27日から14年9月1日までの期間について、A社は、6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、8年8月27日に適用事業所でなくなっていることから、同社は、申立期間①及び申立期間②のうち同年8月27日から14年9月1日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主の住所が不明なため、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち平成8年8月27日から14年9月1日までの期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間②に申立人と一緒に勤務したとする同僚は、「事業主から、いつ厚生年金保険の資格を喪失したのか聞いていないが、ずっと厚生年金保険料を給与から控除されていたかも覚えていない。」と供述している。

加えて、A社の事業主は、平成8年8月27日にC市において国民健康保険に加入（家族全員加入）しており、申立人は、11年2月17日にC市において国民健康保険に加入し、22年2月25日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、当時の健康保険について、「親の被扶養者になっていた。」と供述している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち平成8年8月27日から14年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年3月1日から同年9月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、50万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から同年12月1日まで
私は、平成12年12月から13年11月末まで、A社で勤務していた。ねんきん定期便で同年3月から標準報酬月額が9万8,000円となっていることを知った。当時の月給は約50万円であり、9万8,000円のはずがない。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における資格喪失日は平成14年4月21日となっており、当初、50万円と記録されていた13年3月から14年3月までの標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日より後の15年1月10日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正の処理がされている上、同僚3人についても、その標準報酬月額の記録が遡って9万8,000円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間のうちの一部の期間においてA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、当該訂正処理日には既に他社において厚生年金保険被保険者となっており、A社を退職していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

一方、申立人は、上記の遡った標準報酬月額の訂正が行われた期間には、自身が既に退職した後の期間も含まれることから、訂正処理が行われた期間のうち、自身がA社に勤務していたとする平成13年3月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

申立期間のうち、平成13年3月1日から同年9月21日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成13年9月21日から同年12月1日までの期間については、上記のとおり、申立人の雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人の所持する雇用保険被保険者離職票には、A社における離職日が同年9月20日と記載されている。

また、事業主及び複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態をうかがえる供述は無く、これらのことから、申立人の雇用保険における離職日以降の期間はA社に勤務していたものとは考えられず、申立人の申立期間のうち、平成13年9月21日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、平成15年1月10日付けで減額訂正処理が行われた申立期間のうち、13年3月1日から同年9月21日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の減額訂正処理については、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月7日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から8年3月7日まで

私は、平成3年9月から9年12月末までB職としてA社に勤務していたが、8年3月に全社員の厚生年金保険の被保険者資格を喪失したにもかかわらず、オンライン記録では7年9月30日が厚生年金保険の資格喪失日となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月7日付けで、申立人の7年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年9月30日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社の申立人を含む従業員90名においても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が平成7年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である8年3月7日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年4月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、5年1月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年5月27日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から同年5月27日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から6年3月までの標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。また、資格喪失日が同年4月1日と記録されているが、資格喪失日以降も同社に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年4月1日）より後の同年5月27日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く7名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられて

いることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成5年1月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは41万円と訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月1日となっており、当該資格喪失処理は、同日より後の同年5月27日付けで遡って行われていることが確認できるほか、申立人を除く30名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年5月27日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年4月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、5年1月から同年9月までは44万円、同年10月から6年3月までは50万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年5月27日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年4月の標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から同年5月27日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から6年3月までの標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。また、資格喪失日が同年4月1日と記録されているが、資格喪失日以降も同社に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは44万円、同年10月から6年3月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年4月1日）より後の同年5月27日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く7名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられて

いることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本及び履歴事項全部証明書により、当時、取締役であったことが確認できるが、複数の同僚から、申立人は、社会保険業務には関わっていなかった旨の供述を得ていることから、申立人は、当該標準報酬月額の変及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成5年1月から同年9月までは44万円、同年10月から6年3月までは50万円と訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月1日となっているが、当該資格喪失処理は、同日より後の同年5月27日付けで遡って行われていることが確認できるほか、申立人を除く30名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本及び履歴事項全部証明書により、当時、取締役であったことが確認できるが、複数の同僚から、申立人は、社会保険業務には関わっていなかった旨の供述を得ていることから、申立人は、当該資格喪失の処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年5月27日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年2月、同年4月から9年12月までの期間、10年2月から同年12月までの期間、11年2月から同年9月までの期間及び同年11月の標準報酬月額については、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から12年2月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料の控除額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違していることが、同僚が第三者委員会に申し立てたことによって分かった。

申立期間の給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月、同年4月から9年12月までの期間、10年2月から同年12月までの期間、11年2月から同年9月までの期間及び同年11月の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給料支払明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主

が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年12月、7年1月、同年3月、10年1月、11年1月、同年10月及び同年12月から12年1月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められ、また、同年2月については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、平成7年2月、同年4月から9年12月までの期間、10年2月から同年12月までの期間、11年2月から同年9月までの期間及び同年11月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間の大部分の期間にわたり一致していない上、同僚についても、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間の大部分の期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

〈認められる標準報酬月額〉

期間	標準報酬月額
平成7年2月	12万6,000円
平成7年4月から8年7月まで	12万6,000円
平成8年8月から9年2月まで	14万2,000円
平成9年3月から同年11月まで	15万円
平成9年12月	16万円
平成10年2月から同年8月まで	16万円
平成10年9月	15万円
平成10年10月から同年12月まで	16万円
平成11年2月から同年6月まで	16万円
平成11年7月	17万円
平成11年8月及び同年9月	16万円
平成11年11月	16万円

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から45年10月1日まで

私は、昭和43年3月22日にA社B工場に入社以来、平成14年3月31日まで、無遅刻、無欠勤で勤め、前年度より標準報酬月額が減額されたことは一度も無いのに、ねんきん定期便の記録では、昭和44年8月から45年9月までの標準報酬月額が1万2,000円になっている。実際は、申立期間の標準報酬月額は3万から4万円ぐらいだったと思われる。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、1万2,000円と記録されている。

しかし、申立人に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間における標準報酬月額が不明瞭な表記となっているものの、「12」ではなく「42」と読み取れる表記となっていることが認められる。

また、A社が加入していたC厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員記録によれば、申立人の厚生年金基金における申立期間に係る標準報酬月額は4万2,000円であることが確認できる上、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない。

さらに、事業主は、「社会保険事務所と厚生年金基金への届出書類は複写式であったと思われる。」と回答している。

加えて、オンライン記録において申立人と同日に資格を取得している6名の標準報酬月額は、申立期間において全ての者が2等級以上昇給してお

り、3万9,000円から4万8,000円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額4万2,000円であったと認められる。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が昭和56年10月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月29日から57年3月1日まで

私は、昭和56年10月29日から57年8月23日までA社C支社のD支部に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、この期間の国民年金保険料が還付されている。国民年金保険料が還付されたと言うことは厚生年金保険の被保険者となったことだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職証明書により、昭和56年10月29日から57年8月23日までA社C支社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳の記録から、昭和58年12月10日付けで、申立人が56年10月から57年3月までの国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。

さらに、上記被保険者台帳を保管している年金事務所は、「申立期間当時、国民年金の保険料を還付する場合は、厚生年金保険への加入を確認し、厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間の重複が確認できる場合に、国民年金保険料を還付していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る国民年金被保険者台帳で確認できる国民年金被保険者資格喪失日である昭和56年10月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対

し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和57年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を97万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月1日付けでB社からA社に移籍した。同年12月に賞与の支給があり、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の賞与額及び保険料控除額から、97万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日及び18年12月11日は30万円、19年8月10日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年12月11日
③ 平成19年8月10日

厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までに支給された賞与の記録が無い。しかし、賞与明細書によると、当該賞与は支給されており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①から③までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の賞与額及び保険料控除額から、申立期間①及び②は30万円、申立期間③は33万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時の関連資料が保管されていないため不明であるとしているが、複数の者に照会したところ、回答のあった全ての者が申立期間において賞与の支給を受けたと述べているにもかかわらず、標準賞与額

の記録のある者が存在しないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年2月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から58年2月16日まで
私の年金記録を確認したところ、A社の資格喪失日が昭和57年9月30日となっているが、同社には、58年2月に倒産するまで勤務していた。私は当時、経理を担当しており、同年1月まで給与を支払っていたこと、及び給与から社会保険料を控除し、手形で納付していたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和58年2月15日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、57年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和57年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年9月30日に遡って訂正されているものが複数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年9月30日に

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格の喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である58年2月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和35年1月1日、資格喪失日は同年7月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から同年7月1日まで

私は、昭和33年3月から51年8月31日まで、A社に勤務していた。当時は、同社B出張所の事務所がC町からD町へ移転し、その後E町に移転したが、D町に事務所があった申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。私は、途中退職すること無く、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人は、昭和33年3月1日から51年8月31日までの期間において同社に勤務していたと回答していることから、申立人が、申立期間において同社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、A社B出張所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ生年月日が同じで、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和35年1月1日、資格喪失日は同年7月1日）が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の記号番号と同一であり、申立期間の前後の厚生年金保険被保険者期間の記号番号も同一となっていることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 35 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 出張所に係る上記被保険者名簿の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

中学校を卒業後、集団就職でA社に就職したが、同社と一緒に就職した同僚に聞いたところ、同僚には昭和 35 年 4 月 1 日からB社に厚生年金保険被保険者記録があるという。申立期間について、私の被保険者記録は空白となっており、私だけ記録が無いのはおかしいので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名と名前の一字が異なり、生まれた日付が異なる者が、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、中学校を卒業後、集団就職でA社に入社したと述べているところ、同僚の一人は、「B社とA社は同じ事業主が経営しており、同社の新入社員は、入社した直後は、とりあえずB社において社会保険の手続を行っていたと総務課に所属していた先輩から聞いている。」と述べている。

さらに、B社において厚生年金保険被保険者としての記録がある複数の

同僚は、記録のある期間においてA社に勤務していたと述べている上、申立人は、同社C支店でD業務を担当していたと述べているところ、複数の同僚が、申立人と同姓の者がD業務担当として同社C支店に勤務しており、当該業務を担当していた同姓の者は一人だったと記憶していることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年1月まで

私の母親が、新聞記事で、国民年金に加入しないと障害の状態になったときに障害基礎年金が受給できないことを知ったため、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の父親が、金融機関でまとめて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その父親が金融機関でまとめて納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその母親は、加入手続を行った場所及び加入時期についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月にその長弟の手帳記号番号と連番で払い出されており、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日及び申立人の国民年金保険料の納付記録から、平成7年3月頃と推認でき、申立期間直後の5年2月から6年3月までの保険料は7年3月29日にまとめて過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、同年同月に申立人の加入手続が行われ、その時点で保険料を納付することが

できた当該期間の保険料を過年度納付により納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から10年2月までの期間及び12年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から10年2月まで
② 平成12年4月から同年5月まで

私は、平成8年頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、12年4月に会社を退職した後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた過年度納付書により、7年12月の保険料から順次、時効になる直前に郵便局又は金融機関で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、12年4月に会社を退職した後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①及び②の保険料の納付時期は、7年12月の保険料から順次、時効になる直前に納付していたとする申立人の主張から、同年同月の保険料が時効になる10年1月以降と推認でき、当該納付時期は、9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間①及び②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人のオンライン記録では、納付済みとなっている申立期間②後の期間については国民年金保険料の収納日が正確に収録されているにもかかわらず、申立期間①及び②に係る保険料の納付記録は見当たらない上、申立人は当該期間を通じて同一区内に居住し、郵便局又は金融機関で当該期間の

保険料を2年以上にわたり過去に遡って順次納付していたと主張しているが、その納付記録が全て記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年3月までの期間及び44年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年9月から43年3月まで
② 昭和44年4月から49年3月まで

私が20歳になった昭和41年*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで、私の国民年金保険料を、実家に来ていた集金人に、家族の保険料と一緒に納付してくれていた。46年6月に結婚し転居してからは、私が、国民年金第3号被保険者資格を取得するまで、自宅に来ていた集金人に、保険料を納付し続けていた。私は、結婚後自宅に来ていた集金人から、「途中でやめることなく保険料を納付していた。」との証言もいただいております、申立期間①及び②の保険料が未納のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の結婚前である申立期間①及び申立期間②のうち昭和44年4月から46年5月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続き及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付したとするその父親は、既に他界していることから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。
また、申立人は、その父親が、申立人が20歳になった昭和41年*月に、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その兄と連番で、42年10月に払い出されており、申立内容と一致しないことに加え、上述した期間当時同居していたその兄も、当該期間の国民年金保険料が未納である。

2 申立人が結婚し転居後である申立期間②のうち、昭和 46 年 6 月から 49 年 3 月までの期間については、申立人は、自宅に来た集金人に、自身で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人は結婚に係る国民年金の住所変更手続等を行った時期を憶^{おぼ}えておらず、転居後、集金人による納付を開始した時期も分からないなど、結婚後の保険料の納付開始時期が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日の上の欄には、同手帳の再交付時期と推認される昭和 49 年 12 月の日付が記載されている上、申立人が所持する最も古い領収時期の国民年金保険料の領収書にも同年同月の日付の領収印が押されていることが確認でき、上述のとおり、結婚後の保険料納付開始時期が不明であるなど、同年以前に国民年金に係る手続等がなされていた形跡もうかがえないことから、申立人の結婚後の保険料の納付が開始されたのは、昭和 49 年度以降と考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、結婚後の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているが、集金人が収納できる保険料は、制度上、現年度分のみである上、申立人には保険料を遡^{さかのぼ}って納付したとする主張も無いことから、申立人が結婚後の保険料の納付を開始したのは、現に納付済みとされている昭和 49 年 4 月以降の保険料と考えられる。

3 申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月までの期間及び 8 年 9 月から 10 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月まで
② 平成 8 年 9 月から 10 年 1 月まで

私は、申立期間①及び②当時は学生で、海外留学をした。昭和 60 年 1 月に留学する前に、区役所で、「学生等で収入が無い場合は、国民年金保険料の免除の申請の手続きを行い、承認されれば、未加入期間とはみなされない。」と説明を受けたので、保険料の免除の申請を行った上、住所も留学先の住所地へ異動してから、出国した。平成 8 年 9 月に留学した際も、やはり免除の申請を行った上、住所も留学先の住所地へ異動した後、出国した。

申立期間①及び②が、国民年金保険料の免除の申請を行ったにもかかわらず、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、海外留学に先立ち、区役所で国民年金保険料の免除の申請を行ってから、出国したと述べているが、保険料の免除の申請を行うためには、まず、国民年金の加入手続を行う必要があり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのであれば、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出されているはずであるが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人は、留学中の住所を留学先の住所地へ異動していたと述べているが、旧国民年金法が適用されていた昭和 61 年 3 月以前は、制度上、海外居住者は、国民年金の適用除外とされており、現行法（現国民年金法）が適用されることとなった同年 4 月以降、海外居住者は、国民年金へ任意加入す

ることができるものとされたものの、任意加入被保険者は国民年金保険料の免除の申請を行うことはできない。

さらに、申立期間②についても、申立人は、申立期間①と同様に、海外留学に先立ち、区役所で国民年金保険料の免除の申請を行い、留学中の住所は留学先の住所地へ異動していたと述べている。前述のとおり、申立期間①当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立人が申立期間②当時に、国民年金の加入手続を行った可能性はないか精査したが、当該期間当時においても、申立人に、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡は無いことに加え、任意加入被保険者である海外居住者は、保険料の免除の申請を行うことはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年4月から同年6月まで

私は、社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料に関する未納通知が届いたので、平成16年4月から17年3月までの間に、納付書を持って市役所に行き、市役所の中にある金融機関の窓口で、納付書と現金3万9,900円を提示したところ、納付書は使用されず、現金だけ領収された。その際、領収書は受け取っていない。保険料の納付期限が過ぎないように気を付けて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の中にある金融機関の窓口で、社会保険事務所から送られてきた国民年金保険料の納付書と現金を提示し、3か月分の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、市役所の窓口で社会保険事務所発行の納付書を用いて保険料を納付することはできなかつた上、市役所においては、ほかの方法によっても保険料を納付することはできなかつた。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、記録管理のシステム化が一層促進されたことから、申立人に対して記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月に国民年金の加入義務が生じたので、同年同月頃、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の母親の同年のダイアリーには、4 か月ごとに「国民年金 2 万 1,300 円」と記載されているので、母親は 4 か月ごとに私の保険料を納付していたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月から国民年金の加入義務が生じたので、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べ、母親が記載していたとする同年のダイアリーに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載があるとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、61 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の主張とは一致しない上、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその母親は、既に他界していることから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、母親が記載していたとする昭和 59 年のダイアリーが当委員会に提出されており、当該ダイアリーには、同年 4 月 23 日（月）、同年 9 月 2 日（日）及び同年 12 月 3 日（月）の欄に、確かに、それぞれ「国民年金 2 万

1,300 円」と記載されていることが確認できる。しかし、印字された日付と曜日の横に、手書きで曜日が書き加えられた様子が認められ、手書きの曜日は、申立人の保険料が現に納付済みとされている 61 年の曜日と一致していることが確認できることに加え、昭和 61 年度の保険料額は 1 か月 7,100 円で、3 か月分の保険料額は 2 万 1,300 円となり、ダイアリーの記載と一致し、59 年度の 1 か月の保険料額 6,220 円を整数倍しても、ダイアリーに記載された金額とは一致しないことから、申立人から提出されたダイアリーの記載をもって、その母親が、当該期間当時に、当該期間の保険料を納付していたと認めることは難しい。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 62 年 3 月まで

私は、結婚を控えた平成 3 年に、私の母親から現在所持している年金手帳を渡され、その際に私の国民年金保険料を納付していたと聞いた。母親から渡された年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 58 年 2 月 25 日と記載されているので、母親は同年同月から保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年に、その母親から現在所持している年金手帳を渡され、その際に申立人の国民年金保険料を納付していたと聞いたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、平成元年 6 月頃と推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親から渡された年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 58 年 2 月 25 日と記載されていることを根拠に、その母親が、同年同月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、この国民年金の初めて被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、国民

年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6087

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月

私は、平成9年10月に会社を退職し、その約1年後に、国民年金への切替手続を行っていなかったことに気付いたので、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際に区役所の年金窓口の職員に未納期間の保険料を納付したい旨を述べ、その場で全ての未納期間の保険料を計算してもらったことを記憶している。その後、納付書により、近くの金融機関で未納となっていた期間の保険料約20万円を納付して、記録が全てつながったと思った記憶があることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月に会社を退職した約1年後に区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付書により遡って納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは10年10月であると推認でき、その時点で、申立人は6年9月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間は、加入手続を行った時点では時効により、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月及び同年12月

私は、会社を退職する都度、市役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を行っていた。

国民年金の加入手続を行うと、国民年金保険料の納付書が送られてきたため、その納付書で保険料を納付していた。

申立期間についても同様に、市役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

また、手違いで、私が、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとしたら、今からでも納付したいため、当該期間の保険料を納付する機会を与えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月頃、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、16年6月に、当該期間に係る国民年金被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、当該期間当時、当該期間は未加入期間であり、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考えにくく、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、納付書が発行されれば、必ず国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成8年11月頃の時点において、上述のとおり、当該期間は未加入期間であり、保険料の納付書が発行されていたとは考えにくく、当該期間の国民年金被保険者資格記録が追加された16年6月の時点において、当該期間については、既に時

効で、保険料の納付書が発行されることは無かったと考えられ、申立人は、いずれの時期においても、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付したとしているが、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することができるようになったのは、平成16年以降であるため、当該期間当時、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、年金手帳及びねんきん特別便に記入された国民年金の被保険者となった日（資格取得年月日）及び被保険者でなくなった日（資格喪失年月日）の欄に、それぞれ平成8年11月27日及び9年1月6日と書かれているため、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得時期は、加入手続を行った時期を特定するものではなく、国民年金の被保険者資格取得時期から資格喪失時期までの期間は、単に、国民年金の加入期間を示すものであり、当該期間の保険料を納付したことを示すものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったのであれば、当該期間の保険料について、納付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の可否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

私は会社を辞めた平成5年9月頃、区役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に届いた納付書を用いて、郵便局又は銀行で納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月に会社を退職し、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと述べており、基礎年金番号が導入された9年1月より前は、厚生年金保険と国民年金は別の制度として、それぞれの制度から手帳記号番号が払い出されていたため、申立人が述べているように、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、区役所で国民年金への切替手続きを行ったのであれば、厚生年金保険の手帳記号番号とは別に、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなる。しかし、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡は無いことに加え、申立人が区役所へ持参したとする年金手帳にも、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立人が当時居住していたとする住所地の記載も無いことから、申立人が5年当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったとは考えにくい。

また、申立人は平成6年4月1日以降、国民年金の被保険者の種別は第3号被保険者とされているが、オンライン記録によると、同年同月から7年1月までの期間について、9年3月25日に特例で第3号被保険者とする届出が

行われていることが確認できる。いわゆる「3号特例」は、後から届出があれば、遡って第3号被保険者の届出があったものとみなす特例措置で、この届出が同年同月に行われていることから、申立人が述べているように、5年9月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたのであれば、申立人は、その後3号特例の届出が行われる9年3月までは、国民年金第1号被保険者として、国民年金保険料が賦課されていたこととなるが、申立人は、申立期間後の6年4月以降は、納付書が送付されてきた記憶も、保険料を納付した記憶も無いと述べている。

さらに、平成9年1月に導入された基礎年金番号は、その時点で被保険者が公的年金制度に加入していた場合、当該加入していた制度の年金手帳記号番号が被保険者の基礎年金番号とされる仕組みであり、申立人が同年同月の時点で、国民年金に加入していたのであれば、申立人には国民年金の手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていなければならないが、申立人の基礎年金番号は、元年4月に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に付番された厚生年金保険の記号番号であり、不合理である。

加えて、申立人の基礎年金番号の付番時期は、前述の3号特例の届出が行われた平成9年3月より後の同年6月であることから、申立人は、5年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから3号特例の届出を行った9年3月までの間は、国民年金に関する手続きを行っておらず、国民年金には未加入であったものと考えるのが自然である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6090

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚後の昭和46年1月に、夫が、当時居住していた市の市役所で行ってくれた。加入手続後、私又は夫が、最初の頃は市役所で、48年4月以降は集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月又はまとめて納付していた。私は、申立期間当時、夫婦共に自営で働いており、平日日中の納付が困難であったことから、主に土曜日又は日曜日の納付を集金人に依頼し、集金時、在宅していた私又は夫が納付していたことを憶えているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に、その夫が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は、51年11月と推認され、申立内容と一致しない。

また、昭和51年11月以降において、申立期間のうち、45年11月から49年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、同年11月以降において、過年度となることから、制度上、集金人に納付することはできないことに加え、申立人は、保険料を、最初の

頃は市役所で、48年4月以降は、集金人に納付していたと主張しているが、申立人の居住している市では、集金人制度が50年3月で廃止されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 8 月まで

私は、大学を卒業した後の昭和 49 年 4 月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、付加年金の加入の申出も併せて行った。その後、自宅に来た集金人に定額保険料及び付加保険料を一緒に納付していた。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後の昭和 49 年 4 月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、付加年金の加入の申出も併せて行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、52 年 9 月頃に行われたものと推認できること、ii) 申立人が所持する年金手帳により、申立人の付加年金の加入の申出は、同年同月に行われたことが確認できることから、国民年金の加入手続き時期及び付加年金の加入の申出時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 8 月に、その当時申立人が居住していた区において払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び付加年金の加入の申出を行った後は、自宅に来た集金人に定額保険料及び付加保険料を一緒に納付していたと主張しているが、i) 申立人は、当該保険料の納付時期や定額保険料の納付金額についての記憶が定かではないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認できる昭和 52 年 9 月頃の時点では、申立期間の一部は、

定額保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、保険料を遡って納付したことは無いと述べていること、iii) 制度上、付加保険料は遡って納付することができないところ、申立人の付加年金の加入の申出が行われた同年同月の時点では、申立期間は、付加保険料を納付することができない期間であることから、申立期間の定額保険料及び付加保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料について、付加保険料を含めて納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6092

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 1 月まで

私は、母親から年金記録に空白期間の無いように言われていたため、昭和 54 年 2 月に会社に就職した直前の時期から就職後の同年 6 月頃までの間又は 55 年 4 月から 57 年 9 月までの間のいずれかの時期に、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。

その際に、申立期間の国民年金保険料を現金でまとめて 1 回納付した。

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 2 月に会社に就職した直前の時期から就職後の同年 6 月頃までの間又は 55 年 4 月から 57 年 9 月までの間のいずれかの時期に、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと述べているように、国民年金の加入手続時期を特定することはできないことに加え、申立期間の国民年金保険料の納付場所について不正確な点があり、納付金額についても憶^{おぼ}えていないとしているなど、保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 57 年 2 月から同年 3 月までの間と推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、54 年 2 月に会社に就職した直前の時期から 57 年 9 月までの 4 年近くの間国民年金の加入手続を行ったのは 1 回としている上、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された日までを通じ

て同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月及び同年2月

私は、平成11年3月に夫の転勤に伴って転入した際に、届出に行った区役所で、5年前の未納だった国民年金保険料を納付することができないかと相談したところ、職員が何人かで相談していたが、黙ってお金を受け取り、年金手帳に日付と検認印を押してくれた。その際領収書を受領したかは記憶していないが、2か月分の保険料を窓口で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付していなかった申立期間の国民年金保険料を、平成11年3月に転入手続を行った区役所の窓口で遡ってまとめて納付したと主張しているが、制度上、5年前の保険料を遡って納付することはできないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6094

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳になってから、少しの間は国民年金保険料を納付していなかったが、保険料を納付しなければならないと思い、20 歳になったときから 1 年を経過しない時期までのうちに、区役所に電話して、納付書を送ってもらい、最初の未納分の保険料を数回に分けて納付した。

その後、私が、両親の分と一緒に、毎月、金融機関に、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無いものの、20 歳になったときから 1 年を経過しない時期までの間に、国民年金保険料の納付書を送ってもらったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、昭和 56 年 1 月頃と推認され、申立期間当時、申立期間は未加入期間であったと考えられ、少なくとも当該期間当時には、申立人に対し、当該期間の保険料の納付書が送付されていたとは考えにくい。

また、上述の理由から、申立人が述べる方法で、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、出生時から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 7 月までの期間及び 62 年 10 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 7 月まで
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月まで

私の母親は、年金制度に関心が高かったので、私が会社を退職するたびに、当時居住していた市の市役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれていたと言っている。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、私が預けた保険料相当額を、金融機関で納付書により納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金への切替手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、「自分の職業から、年金の重要性は認識しており、保険料を払っていないことはあり得ない。」と述べるにとどまり、当該期間の保険料額について覚えていないなど記憶が曖昧であり、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立人が会社を退職した昭和 60 年 1 月及び 62 年 10 月にそれぞれ厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金第 3 号被保険者の該当届出の処理日等から、申立人の国民年金の加入手続は、平成 4 年 3 月から同年 5 月までの間に行われたと推認され、申立内容と一致しないことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間

の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得及び同資格喪失は、平成7年5月29日に追加処理が行われていることから、当該期間当時において、申立人が国民年金に加入していたとは考えられないほか、申立人の所持する国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳には、申立人が、加入手続を行ったとする時期である「昭和」ではなく、「平成」の元号が印字されている。ちなみに申立人は、同年金手帳以外に国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳は所持していたことはないと述べている。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から55年8月まで

私は、時期は不明だが、母親から、私を20歳のときから国民年金に加入させていたと聞いたことがあるので、私の国民年金の加入手続は、20歳のときに、実家のある市の市役所で母親が行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、母親が納付してくれていたと思うが、詳しいことは分からない。

申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は不明だが、母親から、私を20歳のときから国民年金に加入させていたと聞いたことがあり、国民年金保険料については、母親が納付してくれていたと思う。」と述べており、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人は、平成元年1月26日から同年2月2日までの間に、当時申立人が居住していた区で国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、推認される申立人の国民年金の加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、その母親が、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情は見当たらず、その形跡は無い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 10 月から 60 年 3 月までの保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 55 年*月に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①当時に、既に国民年金に加入していた母親及び私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれたはずである。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、私は、昭和 61 年 1 月の領収印が押された申立期間②の国民年金保険料の領収証書を所持しているが、申立期間②当時も、母親が、母親及び私の二人分の保険料を一緒に納付しており、申立期間②の保険料については、二重に納付したことになるので、重複して納付した申立期間②の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 55 年*月に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、61 年 1 月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時に、その母親が、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、

申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 61 年 1 月頃であると推認できることから、申立期間①及び②当時に、その母親が、申立人及びその母親の保険料を一緒に納付していたとは考え難い上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる同年同月頃の時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 61 年 1 月頃の時点では、申立期間②の国民年金保険料は、遡って納付するしかなく、同年同月に遡って納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認できることから、申立期間②の保険料が、重複して納付されていたとは考え難い。

その上、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、21歳になった昭和45年から46年頃までの間に、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたが、保険料を納付していない時期もあったかもしれない。

昭和47年12月に結婚したことを契機に、既に国民年金に加入していた夫及び私の未納期間の国民年金保険料を郵便局で遡って一括して納付した。その後は、私が、郵便局で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳になった昭和45年から46年頃までの間に、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、50年8月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和44年12月から47年12月までの期間について、申立人は、同年同月に結婚したことを契機に、既に国民年金に加入していたその夫及び申立人の未納期間の国民年金保険料を郵便局で遡って一括して納付したと主張しているが、i) 申立人は、保険料を遡って納付した期間、納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないこと、ii) 申立人

の国民年金の加入手続が行われたと推認される50年8月頃の時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、iii) その夫の結婚前の国民年金の被保険者期間の保険料は未納とされていることから、申立人が、当該期間の保険料を遡って一括して納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの期間について、申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料を郵便局で遡って一括して納付した後は、郵便局で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、i) 申立人は、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される同年8月頃の時点では、当該期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間であること、iii) その夫の当該期間の保険料は未納とされていることから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6099

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年9月及び同年10月

私は、会社を退職後、自営業者となり、国民年金に加入した。平成16年7月に離婚するまでは、前妻に国民年金保険料の納付を任せており、離婚後、申立期間を含めた保険料の未納期間がかなりあることを知った。

申立期間の国民年金保険料は、納付した時期や方法は定かではないが、社会保険事務所（当時）へ母親と一緒にいき、当該期間を含めた未納期間の保険料をまとめて遡って納付し、その金額は80万円程度だった。保険料を納付した際、過去の保険料の未納は全て清算できたと言われた。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻期間中の国民年金保険料の納付は当時の妻に任せていたため、離婚後に申立期間を含む一定期間の保険料が未納であることを知り、申立人の母親に相談した上で、時期は覚えていないが、80万円程度をまとめて遡って納付したと述べている。しかし、申立期間の保険料は、平成16年7月の離婚後において、時効により納付することができず、申立内容と矛盾している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて遡って納付したと述べているため、申立人が離婚前に当該期間の保険料を納付した可能性についても検討したが、オンライン記録では、平成15年12月に26万6,000円を、17年4月に23万9,400円をまとめて納付していることが確認できるものの、この記録以外に、保険料がまとめて遡って納付されたことをうかがわせる記録は見当たらないことに加え、同年同月より前に、申立人には、申立人が述

べているような 80 万円程度の金額をまとめて納付しなければ解消できない未納期間は存在していない。

さらに、申立人の前妻は、申立期間の国民年金保険料を納付しているが、申立人及びその前妻の婚姻期間中の保険料の納付状況は必ずしも一致していないことに加え、先に述べたように申立人の主張は、離婚後に当該期間を含む一定期間の未納分の保険料を遡って納付したとするものであることを踏まえると、その前妻が当該期間の保険料を納付済みであることをもって、申立人の前妻が申立人の保険料を納付したとまで考えることは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6100

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 47 年*月頃、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを憶えている。加入手続後、私の国民年金保険料については、私が結婚した 59 年 2 月頃までは、母親が、自宅に来ていた集金人に、母親及び父親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間当時の保険料は、月額で 500 円前後だったと母親から聞いている。私は、きちんとしていた性格の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳となった昭和 47 年*月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、53 年 7 月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 53 年 7 月時点において、第 3 回目の特例納付制度が実施されていたことから、同制度により、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能ではあったものの、申立人の主張は、47 年*月頃から定期的に、その母親が、申立人の保険料を納付してくれていたとするものであり、同制度に基づき納付したとするものではなく、現年度及び過年度納付による通常の納付方法では、当該期間の保険料は、時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、

申立期間の始期から申立人の手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が、昭和 47 年*月頃から、母親自身及び父親の国民年金保険料と一緒に、申立人の申立期間の保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の両親の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の両親の国民年金の加入手続時期は 50 年と推認されるほか、特殊台帳によると、i) 36 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料については、50 年 12 月 22 日に第 2 回特例納付により遡って納付されていること、ii) 昭和 48 年度及び 49 年度の保険料については、過年度納付により遡って納付されていること、iii) 50 年度の保険料については、申請により免除が承認された上で、追納により遡って納付されていることがそれぞれ確認できるなど、申立内容と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から同年7月まで

私は、最初にもらった「ねんきん定期便」（以下「定期便」という。）で、昭和58年2月28日から同年8月1日までの期間及び平成4年3月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険と厚生年金保険の間の空白期間が、私が国民年金に加入していないとされている期間になっていることに気が付いた。同内容について照会したところ、「抜けている2か所の国民年金が見付かりました。」と言われた。その後受け取った二度目の「定期便」では、同年3月31日から同年9月1日までの期間については、国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録に訂正されたが、昭和58年2月28日から同年8月1日までの期間については、最初の「定期便」と同じままである。

私は、昭和58年3月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後、年金手帳が発行されたかどうか分からない。申立期間当時の国民年金保険料については、はっきりとは覚えていないが、月額9,000円ぐらいで、納付書を使って郵便局で納付し、納付した後は、領収証を受け取ったと思うが、その領収証は現在所持していない。当時は、既に結婚していたので、妻に当該期間のことについて聞いてみたが、妻は私が当該期間の保険料を納付していたかどうか、覚えていないようだ。

私は、昭和57年に第一子が誕生し、年金や健康保険はしっかりしておかなければならないと思ったことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと「年

金記録に係る確認申立書」（以下「申立書」という。）に記載しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された 20 歳到達時点で国民年金の被保険者資格を取得した被保険者の資格取得時期から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、早くても平成 4 年 3 月であると推認され、同年同月の時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、当該期間当時、申立人が居住した区で、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人は、定かではないとしながらも、申立期間当時の国民年金保険料額は 9,000 円程度だったと「申立書」に記載しているが、当該期間当時の保険料額は 5,220 円と、申立人の主張とは隔たりがある。一方、この 9,000 円程度とする保険料額は、現に納付済みとされている平成 4 年 3 月から同年 8 月までの保険料額に一致又は近似している。

さらに、平成 4 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日までの国民年金の被保険者期間及び同期間に係る国民年金保険料の納付記録は、それまで未統合であった申立人の国民年金手帳記号番号で管理されていた年金記録であり、22 年 7 月 12 日に同手帳記号番号が申立人の基礎年金番号に統合されていることから、その統合処理が、申立人が「申立書」に記載している、最初の「定期便」から、二度目の「定期便」にかけての年金記録の訂正に当たることはいかかである。しかし、これまで述べてきたように、申立人の手帳記号番号は、4 年に払い出されており、当該手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立人が、「抜けている 2 か所の国民年金が見つかりました。」と説明された覚えがあるとしていることをもって、申立人が申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していたとまで考えることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6102

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年12月まで

私は、それまで勤めていた会社を昭和45年4月に退職後、時期ははっきりとは分からないが、国民健康保険の加入手続を区役所の出張所で行った際、職員に国民年金にも加入するように勧められたので、同時に国民年金の加入手続を行った。加入手続後、国民年金保険料は、区役所から送られてきた納付書によって、同出張所で3か月ごとに納付していた。私は、途中で口座振替による納付方法に切り替えたことを憶えており、一度も保険料を納付していなかった者が、急に口座振替にする訳が無いにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、どの会社を退職したときに加入手続を行ったのか及び同手続時に年金手帳を受け取ったかどうかについて憶えていないなど、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和50年7月に行われたと推認され、同手続時点において、申立期間のほとんどの国民年金保険料を納付するには、遡って納付する必要があるが、申立人は、同手続時に、職員から、保険料を遡って納付することができる旨の説明を受けた記憶は無く、遡って納付した場合の納付時期、納付場所及び納付金額なども憶えておらず、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である上、当該期間の保険料を、申立人の主張する納付方法で定期的に納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は 80 か月以上に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年9月まで

私は、平成23年3月に私名義の預金通帳が見付かったので確認したところ、申立期間の国民年金保険料が、口座振替により納付されていたことが分かった。申立期間の保険料を口座振替により納付していたので、厚生年金保険の被保険者期間については還付、国民年金の未加入期間については納付済みとしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人名義の預金口座から口座振替により納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人のオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が昭和60年4月1日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料は、同年9月13日に国民年金被保険者の資格喪失の届出が行われたことにより、同年10月29日に還付されていることが確認できる。

さらに、申立人の元夫は、平成3年10月まで申立人名義の預金口座から口座振替により国民年金保険料を納付していたことがその元夫の国民年金被保険者名簿で確認でき、その申立人名義の預金通帳によると、申立期間について保険料が引き落とされていることが確認できるものの、その保険料額は、昭和60年4月、同年5月、同年8月及び同年9月を除き、一人分の保険料額と一致していることから、申立期間について、申立人名義の預金口座から引

き落とされていた保険料は、申立人に対して還付された同年4月から同年9月までの保険料を除き、その元夫一人分の保険料と推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

私は、昭和42年11月頃、区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と国民年金保険料を、遡って納付した記憶がある。その後、送られてきた年金手帳を受け取り、私の国民年金保険料と夫の保険料を一緒に金融機関で納付していた。

申立期間が、国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できず、厚生年金保険に加入していた期間についても、国民年金保険料を納付していたので、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月頃に、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、その数箇月後には、厚生年金保険の脱退手当金を受け取ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、国民年金の加入手続時期は44年7月と推認されることに加えて、オンライン記録によると、脱退手当金の支給日は、45年3月20日であることが確認でき、加入手続時期について、申立内容と一致しない。

また、申立人は、結婚した当時、医療機関を受診する事情があったことから、国民健康保険に加入したと述べ、その際、一緒に国民年金にも加入するよう勧められたので、国民年金にも加入したはずであると主張しているが、国民健康保険と国民年金は別の制度であり、前で述べたように申立人の国民年金の加入手続は、昭和44年7月に行われたと推認されることを踏まえると、申立人が、結婚した当時、国民健康保険に加入していたと主張していることをもって、一緒に国民年金にも加入していたと認めることは難しい。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月については、厚生年金保険に加入しており、同年 11 月及び同年 12 月についても、45 年 3 月 20 日に脱退手当金が支給されていることから、同様に厚生年金保険に加入していたと認められる。このことから、申立人が、43 年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月において、国民年金保険料を納付していたとすれば厚生年金保険との重複納付となり、国民年金保険料は還付されることとなるが、オンライン記録等には、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険に加入していた昭和 43 年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月については、厚生年金保険料と国民年金保険料を重複納付していたことになるため、当該期間については、国民年金保険料を還付してほしいと求めているが、今まで述べてきたように、申立人が、申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していた事情はうかがえないことから、同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月の保険料を還付すべき理由は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 6 月まで

私は、昭和 44 年 2 月に結婚し、その 2、3 か月後に、実家の母親から電話で、「市役所から、あなた（申立人）は 20 歳から国民年金に加入していないので、すぐ加入し、国民年金保険料を納付するようにと連絡があった。」旨を教えられたので、すぐに、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の窓口で、国民年金保険料を遡って納付することができる期間について、その金額を計算してもらった。その金額や遡った期間については全く覚えていないが、夫の社内預金を下ろし、事前に用意したお金で、その場でまとめて納付した。

申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 2 月に結婚してから 2、3 か月後に国民年金の加入手続を行い、その時点で、遡って納付することができる国民年金保険料の金額を計算してもらい、事前に用意したお金で、区役所でまとめて納付したと述べているが、保険料を遡って納付した期間及び納付した保険料額について覚えておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、オンライン記録等で、昭和 44 年 7 月に国民年金に任意加入していることが確認できるものの、申立期間のうち、同年 2 月から同年 6 月までの期間は、申立人は、厚生年金保険被保険者の妻であるため、国民年金に加入する場合は、任意加入することとなり、任意加入被保険者の場合、制度上、遡って国民年金に加入することも、保険料を納付することもできない。

さらに、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 44 年 1 月までの期間は、国

民年金保険料を納付する場合、過年度納付することになるが、区役所では過年度納付をすることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年3月まで

私は、昭和60年12月頃に、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、毎月銀行の窓口で、納付書に現金を添えて、国民年金保険料を納付してくれていたということを聞いた。

私は、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月頃に、その母親が市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を毎月納付してくれていたと述べているが、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、その母親は、申立人の国民年金の加入手続き等について憶えていないと述べていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、上記のとおり、昭和60年12月頃、その母親が国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入時期は、申立人が大学を卒業した63年4月以降と推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間当時、大学生であった申立人が、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、任意加入の場合、遡って被保険者資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできないことから、申立人は、推認される加入手続き時点において払い出された国民年金手帳記号番号では、申立期間の保険料を納付することができない。このため、当該期

間について保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらないことから、申立期間は、任意の未加入期間であり、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかつたと考えられ、実際に、申立人の保険料を納付していたとするその母親も遡って納付していた憶えは無いと述べている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、新聞等で国民年金についての情報を得たことから、昭和 53 年 9 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、併せて付加年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続後から昭和 60 年 4 月に転居するまでの間は金融機関で、転居してからは、区役所又は金融機関で付加保険料を含めて納付していた。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、併せて付加年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人が申立期間当時居住していた区役所で国民年金の加入手続を行った記載は確認できるものの、付加年金の加入手続を行った形跡は無いことから、申立内容と一致しない。

また、申立人の特殊台帳、転居前に居住していた区の国民年金保険料検認状況一覧票、転居後に居住していた区の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表には、申立人が付加年金の加入手続を行った形跡は無く、付加保険料を納付していた形跡も無い。

さらに、申立期間は 91 か月にも及び、長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで
私が昭和 62 年 8 月に会社を退職してすぐに、母親が、社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が、社会保険事務所の窓口で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月に会社を退職してすぐに、その母親が、社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日により、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、63 年 4 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月以降に A 市において払い出されていることが確認でき、同市において、申立期間当時に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、その母親が、社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等について、はっきり分らないと述べていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月頃から 20 年 8 月頃まで

私は、昭和 17 年 1 月頃から 20 年 8 月頃まで A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。当時の厚生年金保険料の控除を証明する給与明細書等の資料は残っていないが、勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、入社から退社まで B 業務をしていたと述べているところ、申立人が所持する同社の O B 会名簿に申立人の氏名が確認できるとともに、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた 40 名のうち 20 名の同僚は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、その氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 17 年 1 月頃から 19 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の制度発足前の労働者年金保険の期間であり、17 年 6 月に施行された労働者年金保険法では、工場や鉱山で働く男性の筋肉労働者のみを対象としていたことから、B 業務担当職員であったとする申立人は、労働者年金保険の被保険者とはならず、また、19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の制度発足のための準備期間であったことから保険料の徴収が始まっておらず、当該期間は厚生年金保険被保険者期間とならない期間である。

また、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月頃までの期間については、A 社は既に解散しており、当時の事業主も連絡先が不明なため、申立人の勤

務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が所属していたとする部署に勤務していた同僚 40 名のうち 20 名は、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においてその氏名が確認できない上、申立人と同じ職種の者 10 名のうち、4 名も上記被保険者名簿に氏名が見当たらないことから判断すると、同社では厚生年金保険発足時点で、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が提出したOB会名簿及びオンライン記録で連絡先が確認できたA社の元社員5名に照会したところ、3名から回答があったが、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年5月30日まで
② 昭和20年5月30日から同年11月1日まで

夫は、昭和10年春頃、A社B工場(後のC社D工場)に入社後、E部において最初は見習として事務方の手伝いをしていた。15年12月から18年12月まで兵役に就き、除隊後、19年1月にC社D工場に復職した。20年*月*日のF市空襲後に家族と共に同社G工場に転勤し、22年7月25日に同社G工場を退職するまで勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の社史に申立人及び同僚が寄稿した文章から、当該期間において、申立人が同社D工場に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の同僚がその寄稿文で申立人と共にE部の先輩として名前を挙げ、申立人も名前を挙げている同僚は、C社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に名前は見当たらないことから、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、上記被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和19年1月17日からC社D工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年5月30日までの期間に、申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

さらに、当時のC社D工場の工場長及び社史に寄稿文を寄せた上記の同僚は既に死亡しており証言を得ることはできない上、現在の事業主は「当

時の厚生年金保険に係る資料は無く、申立期間における届出及び保険料控除について不明である。」と回答している。

申立期間②について、上記C社の社史に申立人及び同僚が寄稿した文章から、当該期間において、申立人が同社G工場に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同じC社D工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年5月30日に被保険者資格を喪失し、同社G工場において、同年11月1日に被保険者資格を取得している上記の同僚を含む2名は、同社G工場において被保険者資格を取得するまで被保険者としての記録が無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、上記の同僚を含む2名と連番で払い出されており、厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和20年11月1日であることが確認でき、C社G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致する。

さらに、申立期間②当時のC社G工場の工場長及び社史に寄稿文を寄せた上記の同僚は既に死亡しており証言を得ることはできない上、現在の事業主は「申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は無く、申立期間における届出及び保険料控除について不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①及び②において厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6862 (事案 1004 の再々申立て、2003 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月7日から30年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録は脱退手当金として支給されていた。受給した覚えがないので、その後、第三者委員会に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない」という回答であった。納得がいかないので、再申立てをしたが、前回同様「年金記録を訂正する必要はない」という回答であった。

私は、申立期間の脱退手当金を受給した覚えは無く、納得できない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立て及び再申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄に、脱退手当金を支給されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約2か月後の昭和30年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月24日付け及び22年1月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給した覚えが無く、当委員会の決定に納得できないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からし

いこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、上述のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない反面、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月頃から34年4月1日まで
私は、A社（現在は、B社）には二度勤務した。二度目に勤務した昭和36年6月1日から38年3月11日までの厚生年金保険被保険者記録はあるが、一度目に勤務した申立期間の被保険者記録が無い。一度目、二度目共に雇用形態や勤務内容は同じであったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している入退職一覧及び申立人が所持している写真から、昭和33年10月27日から34年3月31日までの期間において申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記一覧には、申立人の勤務形態は「臨時雇・アルバイト」と記載されている。

また、申立人は、二度目にA社に勤務したのは昭和36年6月1日からと述べているが、上記一覧には、採用日は35年2月15日で、勤務形態は「臨時雇・アルバイト」と記載され、B社が保管している社会保険台帳では厚生年金保険被保険者の資格取得日は36年6月1日となっていることから、A社では、臨時雇・アルバイトについては、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。なお、申立期間当時の同社における臨時雇・アルバイトの社会保険の取扱いについてB社に確認したが、同社では資料が残っていないため不明と回答している。

さらに、申立人がほぼ同じ時期に勤務し始めたと記憶している同僚3名について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間及びその前3年間に於いて同姓の者は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 7 月 24 日まで
② 昭和 39 年 9 月 19 日から 40 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 12 日から 41 年 1 月 21 日まで

申立期間前に勤務していたA社に係る脱退手当金は受給したが、申立期間①から③までに係る脱退手当金は受給していない。

調査の上、当該期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る脱退手当金は受給したが、申立期間①から③までに係る脱退手当金は受給していないと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録がある者には「脱手」の表示がされているが、申立人には当該表示が無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、「子供を出産した昭和 39 年頃、A社に係る脱退手当金を受給した。」と供述しているが、申立人は同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を 37 年 10 月 1 日に喪失し、その約 1 か月後の同年 11 月 2 日から 39 年 1 月 26 日まではB社、同年 2 月 1 日から同年 7 月 24 日まではC社、同年 9 月 19 日から 40 年 5 月 26 日まではD社に係る被保険者期間が確認できるところ、当時の厚生年金保険法では、脱退手当金の請求から支給決定までの間に被保険者資格を再取得した場合は、脱退手当金の受給権が消滅するとされていたことから判断すると、A社に係る脱退手当金を、B社及びC社において被保険者資格を再取得した後に受給したとは考え難い。

さらに、申立人に支給決定されている脱退手当金は、申立期間及びA社

に係る厚生年金保険被保険者期間を合算した 52 か月分を計算の対象としており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないほか、同社に係る被保険者期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがえる事情は見当たらないことから、申立期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、当該脱退手当金の支給決定日（昭和 42 年 1 月 20 日）より前の 5 回の被保険者期間は、同一番号で管理されているにもかかわらず、当該支給決定日より後の 4 回の被保険者期間は別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えするのが自然である。

また、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 24 日から 34 年 1 月 20 日まで
② 昭和 34 年 1 月 20 日から 36 年 12 月 24 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 1 日から 42 年 11 月 25 日まで

私は、平成 22 年の秋頃に年金の記録を確認したところ、申立期間①から③までについて、脱退手当金が 2 回にわたり支給されていると聞き驚いた。

しかし、当時の私は脱退手当金の知識は全く無く、請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの 2 回にわたり支給されたと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間③に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の氏

名は同社の被保険者資格喪失日後の昭和44年3月14日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年1月24日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 10 日から 38 年 12 月 26 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社及びB社で勤務した被保険者期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることに気が付いた。

脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間のA社及びB社に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間のA社及びB社における申立人の厚生年金保険被保険者番号は同一の番号となっているところ、同社の後に勤務したC社における被保険者期間は別番号になっており、脱退手当金を受給したために同社では番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 26 日から 37 年 9 月 18 日まで
② 昭和 37 年 10 月 8 日から 41 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、私が勤務していたA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者期間について、昭和 41 年 5 月 9 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

全く身に覚えが無いことであるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 41 年 5 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月1日から41年9月1日まで
② 昭和48年10月25日から50年10月17日まで

私は、昭和39年2月1日から41年9月30日までA社B支店に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。48年7月1日から50年10月16日までC社D支店に勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間について、A社B支店に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「過去において、E職員は業績状況に応じ固定給の無い委任契約に移行した場合、在籍中でも社会保険の被保険者資格を喪失させていた。また、一旦退職手続を行い、再入社としているケースもある。」と回答しているところ、A社B支店において厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人と同様に被保険者記録に欠落期間がある者12名を抽出し申立期間①当時の厚生年金保険適用状況等について照会したところ、3名から回答があり、そのうちの1名は、「上記の話を聞いたことがある。」と供述している。

また、上記12名を含め、A社B支店には、資格喪失と再取得を繰り返す従業員が多数存在していることが確認できることを踏まえると、当時、同社は、E職員の厚生年金保険の加入については、必ずしも入社から退職まで継続して加入させる取扱いではなかったと考えられるほか、雇用保険の加入記録においても、同社B支店に係る申立人の記録は見当たらない。

さらに、A社B支店の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和40年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、41年9月1日に同資格を再度取得しているが、再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は新たに払い出された番号である。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は、昭和50年10月16日までC社D支店に勤務していたとして申し立てている。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間②当時にC社D支店において被保険者資格を取得し、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態に関する証言を得ることができない。

また、C社D支店の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和48年10月25日に資格喪失しており、健康保険被保険者証を同年10月31日に返納していることが確認できる。

さらに、C社は、「申立期間②当時の資料は保管していないが、E職員は査定により、厚生年金保険の適用の無い嘱託に委嘱することもあった。」と回答しているところ、上記同僚のうち1名は「上記の話を聞いたことがある。」と供述しており、当時同社においては、E職員の厚生年金保険の加入については、必ずしも入社から退職まで継続して加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 22 日から 36 年 2 月 13 日まで
厚生年金保険の記録では、A社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店及び同社B支店C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の元社員は、申立人が同社に勤務していた記憶があると証言している一方、同社の担当者は、「正社員の人事台帳に申立人の氏名は無い。」と回答していることを勘案すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社の現場職員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の担当者は、「現場^{よう}職員の社会保険の加入の取扱いについては、現場によって違っていたが、現場^{よう}職員に係る社会保険加入者の名簿にも申立人の氏名は見当たらない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支店及び同社B支店C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを明確には記憶しておらず、給料明細書等の資料も所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 1 日から 52 年 7 月 21 日まで
私は、B 社（A 社と一括適用している）の C 市の店舗に勤務し、昭和 47 年 9 月 1 日に D 市の A 社本社に異動し、52 年 7 月に同社を退職するまで継続して勤務した。しかし、同社の厚生年金保険の被保険者記録は、47 年 12 月 1 日までしか無い。申立期間中の 50 年及び 51 年に子供が生まれており、その都度、出産祝金を受け取った。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社が保管する社会保険・雇用保険一覧表によると、申立人は昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 20 日退職と記録されている。

また、A 社の社会保険担当者は、「厚生年金保険の脱退は申立人の申出によるものと思われる。申立期間当時、ほかにも同様の申出をした者がいた。給与は 20 日締めのため、20 日に脱退する者から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する A 社の申立期間当時の経理担当者は、「私は、当初、厚生年金保険への加入を希望しなかった。勤務が長期間になったので、会社に申し出て加入した。」と供述している。

加えて、申立人及び上記の経理担当者が記憶する複数の同僚に申立期間において、A 社における厚生年金保険の被保険者の記録が無いことから、同社では、雇用形態や本人の希望により厚生年金保険に関する取扱いが異

なっていたことがうかがわれる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 49 年 2 月 15 日まで A 社（現在は、B 社）の C 事業所に継続して勤務していた。当該期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時 A 社の C 事業所で一緒に働いていた上記の上司及び同じ学校を卒業して同期入社したと申立人が記憶している同僚 1 名を含む同僚 3 名の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 43 年 12 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、複数の同僚は、自身が記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が違うと供述していることから、A 社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B 社に照会したところ、当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかは不明であると回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 21 日から 44 年 5 月 16 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社で勤務していた期間については、脱退手当金が支給されていることを知った。
脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 8 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 46 年 6 月 16 日まで
夫は、昭和 42 年 7 月 17 日から 63 年 6 月 16 日まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は、申立期間においても A 社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、A 社から提出された当時の社内報によると、申立人は昭和 42 年 12 月 23 日から 47 年 3 月 4 日まで、B 社に海外赴任していた旨の記載が確認できるとともに、A 社の元社員も「申立人は、同社に勤務していたが、申立期間当時は、海外に出向していたと思う。」と回答している。

また、A 社から提出された健康保険取得台帳によると、申立人は昭和 43 年 2 月 1 日に健康保険被保険者資格を喪失後、46 年 6 月 16 日に別の健康保険番号で同資格を再度取得していることが確認できるところ、オンライン記録においても、厚生年金保険の被保険者資格を 43 年 2 月 1 日に喪失し、46 年 6 月 16 日に別の厚生年金保険被保険者記号番号で、同社における同資格を再度取得していることが確認できる上、雇用保険の加入記録と符合するとともに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

さらに、オンライン記録により、B 社における申立人の前任者は、申立

人がA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日の昭和43年2月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を再取得していること、及びこの前任者もB社赴任期間中においては、A社に係る厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月頃 から 38 年頃 まで
② 昭和 39 年頃 から 41 年 3 月頃 まで

私は、昭和 37 年 5 月頃 から 38 年頃 まで C 県 D 市 にある A 社 に、39 年頃 から 41 年 3 月頃 までは B 社 の E 地区 の直売所 で勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。保険料控除を証明する給与明細書等は残っていないが、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録から、A社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができず、事業主名も不明のため、申立てに係る証言を得ることができないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しているものの、連絡先が不明なため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

申立期間②について、申立人の実弟及びB社の複数の元社員の証言から、期間は特定できないものの、申立人はE地区に所在した同社の直売所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の社会保険担当者は、「資料は残っていないが、直売所勤務の者は個人経営者の扱いであったことから、当社の厚生年金保険

には加入させていなかった。」と回答している上、同社の元経理担当者は、「直売所勤務の者からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、上記元社員から、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年9月9日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間前の標準報酬月額が36万円で、申立期間の標準報酬月額は34万円となっているが、給与を減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与額が減額された記憶が無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額の記録が、それ以前の記録に比べて減額となっているのはおかしいと述べている。

しかし、申立人から提出された平成5年分から7年分までの給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額にほぼ近い金額であることが確認できる。

また、申立期間当時、A社が加入していたB厚生年金基金の記録を管理しているC企業年金基金は、「申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者に係る資格の取得及び喪失並びに報酬標準給与の定時決定の届出書は複写式だった。」と回答しているところ、当該基金から提出された申立人の申立期間に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届の標準報酬月額及び平成7年9月9日付けの厚生年金基金加入員資格喪失届の標準報酬月額はいずれも34万円となっており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、当該オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらず

ない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 52 年 1 月 5 日まで

私は、A社でアルバイトとして勤務した後、昭和 46 年 4 月頃から正社員になり、52 年 1 月 4 日まで勤務した。途中、3 か月間ぐらい退社したが勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を記憶する申立期間当時の代表取締役は、「厚生年金保険の取扱いについて、雇用形態によって異なる取扱いをしており、アルバイトは加入させていなかった。申立人はアルバイトとして勤務しており、保険料控除も行っていない。」と回答しているところ、申立人が名前を記憶する同僚の一人は、「申立人は、正社員ではなく、アルバイトだった。」と供述している。

また、A社の厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、A社に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 4 月に A 社に入社し、B 事業所でトレーニングを受け、その後、勤務地の C 地区で現場研修の後に本格的な勤務に入ったが、勤務当初の 2 か月間に厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び A 社の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和 61 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、A 社は、「アルバイト職員の場合は、入社後の 2 か月後から社会保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人が提出した申立期間後の昭和 61 年 11 月分の給与明細書にはアルバイト賃金支払明細票と記載されている上、B 健康保険組合及び雇用保険の加入記録から、申立人の同社における健康保険及び雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の同年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人と一緒に研修を受けていたと供述している同僚の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日であり、そのうちの複数名の同僚は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 5 日から 38 年 6 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、昭和 37 年 3 月 5 日に A 社に就職した。当時の同社は、正職員になる前に臨時雇用員として雇用されることになっていた。申立期間のうち、同年 3 月 5 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同社 B 事業所において臨時雇用員として勤務していた。また、同年 10 月 1 日から 38 年 5 月 31 日までの期間は、同社 C 事業所において臨時雇用員として勤務していた。申立期間に A 社に勤務していたことに間違いなく、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社職員の履歴管理をしている D 機構が保管している人事履歴カードの記録から、申立人は、昭和 37 年 3 月 5 日から同年 9 月 30 日までの期間は、臨時雇用員として A 社 B 事業所に勤務していたことが確認できる。また、同年 10 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの期間は、臨時雇用員として同社 C 事業所に勤務しており、同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は、試用員として同社 C 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 機構は、「申立期間当時の A 社は、E 共済組合法に従って運営されており、同法の対象となるのは、職員及び準職員に限られていたため、臨時雇用員及び試用員には同法による共済組合員資格は付与されていなかった。臨時雇用員及び試用員は、F 規程により、昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者として取り扱うことになったことから、それ以前の期間については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と

回答している。

また、オンライン記録によると、A社B事業所及び同社C事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、G事業所は、昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで、A 県にある公立の B 学校及び C 学校で臨時の D 職として勤務していた。当該勤務期間のうち、52 年 11 月 1 日から 53 年 11 月 1 日までの 1 年間は、E 事務所で厚生年金保険の加入記録があるものの、残り 5 か月間（申立期間）の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 事務所が保管している「臨時職員採用時の決済簿」によると、申立人が、申立期間も継続して C 学校に D 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F 共済組合 G 支部に照会したところ、同共済組合から発行された「年金加入期間確認通知書」には、申立人の同共済組合の加入期間（組合員期間）が、昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの 5 か月間である旨が記載されていることから、申立期間は、同共済組合の加入期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 16 日から 8 年 2 月 29 日まで
私は、平成 4 年 1 月から 8 年 1 月までの期間、A 社において厚生年金保険に加入していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間における標準報酬月額が実際の給与額と異なっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 4 年 1 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 38 万円と記録されていたところ、申立人が A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成 8 年 2 月 29 日）の後の同年 3 月 11 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本及びオンライン記録から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理がされた当時は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の滞納を解消するため、社会保険事務所（当時）に出向き、厚生年金保険料の未納処理に同意した。」と供述していることから、申立人は、A 社の代表取締役として、当該標準報酬月額の減額訂正処理について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 12 日から 30 年 8 月 11 日まで
② 昭和 31 年 2 月 8 日から 32 年 3 月 21 日まで

私は、A社に昭和 29 年 4 月 12 日に入社し、30 年 8 月 10 日まで勤務した。その後、B社に 31 年 2 月 8 日に入社し、32 年 3 月 20 日まで勤務した。私は常に社会保険完備の会社に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に昭和 29 年 4 月 12 日に入社し、30 年 8 月 10 日まで勤務した。社会保険完備以外の事業所には就職していない。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、同僚からの証言を得ることができない。

さらに、A社から、当該期間における人事関係の資料は無く、申立人の保険料控除について確認ができないとの回答を得ている。

申立期間②について、申立人は、「B社に昭和 31 年 2 月 8 日に入社し、32 年 3 月 20 日まで勤務した。社会保険完備以外の事業所には就職していない。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人はB社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、同僚からの証言を得ることができない。

さらに、B社から、「会社が社会保険に加入したのは昭和 33 年 9 月 1 日であり、それより前の期間については厚生年金保険料を控除することはなかった。また、当該期間における人事関係の資料は無く、申立人が在職していたかどうか確認ができない。」との回答であった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6882 (事案 3909 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に遡及訂正されているが、訂正前の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を納付しているので元に戻してほしい、と年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、「申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。」との回答であった。

しかし、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を確かに納付していることが確認できるので、再度調査して審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 4 年 1 月 31 日) の後の 5 年 2 月 25 日付けで、8 万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正について、不当な訂正であると主張しているが、A 社の不動産登記簿謄本に保険料差押登記がなされた記録が残っており、申立人も、保険料の滞納について、追加保険料を納付したこと等を供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なもので

ないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料や情報は無く、当初の申立てで提出した厚生年金保険料の納付についての同一資料を提出して、再度の調査を求めて申し立てているが、当該資料については既に審議済みであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 27 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 16 年にいとこの夫の紹介でA社（現在は、B社）C工場に入社し、D課のE部において事務員として19年12月半ばまで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は、同年10月27日に資格を喪失したと記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年12月半ばまでA社C工場に勤務していたと主張しているが、同僚の名前を姓しか記憶しておらず、申立期間の勤務実態について証言を得ることができない上、当該事業所の勤務期間についての記憶は曖昧である。

また、申立人の申立期間に係るA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日は、昭和19年10月27日と記録されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間にA社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、記憶する退職時期と厚生年金保険の記録は合っていると思う旨の供述をしている。

このほか、申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月から 7 年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 12 月から知人の紹介で、A 社に準社員として勤務していた。それにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社での被保険者資格取得日が 7 年 4 月 1 日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において A 社の専務取締役であった現在の事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の資料は保管していないが、当時、A 社では、中途採用者の場合は、すぐに辞める人も多かったので、2 か月前後の試用期間を設けていた。試用期間は人によっては延びることもあった。また、試用期間中は、厚生年金保険には入れていなかったと思う。」と回答している。

また、平成 6 年 4 月 1 日に入社したと供述している同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社から 3 か月後の同年 7 月 1 日となっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6885 (事案 551 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月2日から42年11月7日まで
厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務した期間については、脱退手当金として支給済みとされていたため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。私は、脱退手当金を請求したことや受給したことの記憶はない。今回、当時の記憶を整理したメモや手紙等の資料を提出するので、再度調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、年金記憶メモ、手紙及び年金に関する資料等を提出して、脱退手当金の手続を行った覚えも受領した覚えも無いと主張しているが、提出された資料は脱退手当金を受給していないことを立証する資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に

基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない反面、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月頃から 38 年 10 月頃まで

A 社（後に、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間①が厚生年金保険被保険者となっていない。私は、昭和 33 年 3 月に学校を卒業と同時に同社に入社し、転職のため 34 年 8 月に同社を退職した。また、C 社（現在は、D 社）に勤務していた申立期間②が厚生年金保険被保険者となっていない。36 年 10 月頃に E 店舗に出店していた C 社に入社し、E 店舗内にあった職場に派遣され、F 職として勤務し、38 年 10 月頃に同社を退職した。申立期間①及び②について調査をして、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した 9 人に照会したところ、8 人から回答があり、そのうち 5 人は申立人のことを知っているとは回答している上、複数の同僚は、「申立人は、昭和 33 年頃から A 社に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿から、A 社は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、商業登記簿謄本から、同社は平成 12 年 9 月 30 日に解散し、現存していないことが確認できる上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立人は、昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人は、同日に A 社において同資格を取得したことが確認でき、記録管理上の不自然さは見当たらない。

申立期間②について、D 社は、「資料が無いため正確な期間は不明であるが、申立人は、昭和 36 年 10 月頃から 38 年 10 月頃まで C 社が直接雇用しており、同社から E 店舗の職場に F 職として派遣し、勤務していた。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社は、「申立期間当時、C 社は個人商店であったので、厚生年金保険の適用事業所になっていない。」と回答しているところ、オンライン記録において、D 社は、平成 4 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、C 社から派遣されて E 店舗の職場で一緒に働いた他社の社員の氏名を挙げたが、氏名検索によっても当該社員を特定することができないことから、当該社員から申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、申立人は、昭和 36 年 9 月 30 日から平成 11 年 8 月 19 日までの期間は、国民年金の被保険者となっており、申立期間②を含む昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月までは、国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。